

北上市障がい者プラン（2021－2026）【後期計画】

[第7次障害者計画 第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画]



北上市立公園展勝地

はじめに



我が国の障がい者施策は、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しております。

本市においても、障害者基本法に基づく「障害者計画」と、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を一体化した、「北上市障がい者プラン」を策定し、「地域で共に生きるために」を基本目標として施策を進めてまいりました。

このたび、「北上市障がい者プラン（2021-2026）」の前期計画である第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画が終期を迎えることから、プランの中間検証を行い、新たに令和6年度から令和8年度までの後期計画を策定いたしました。

本計画においては、基本目標を「地域で共に生きる」とし、「障がい者の自立した地域生活の確保」、「障がい者の権利擁護と社会参加の促進」、「障がい者保健福祉サービスの総合的な提供」、「共に支え合う地域社会の形成」という4つの視点に基づき、6つの施策の基本方向により、障がい者が地域で自立して暮らすための障がい福祉サービス等の必要量を見込み、サービス提供体制の確保のための方策を定めております。

後期計画の策定に当たっては、北上市自立支援協議会の代表者会議において審議をいただいたほか、障がい者団体、関係機関及び障がい福祉サービス事業者との協議やアンケート、パブリックコメント等においていただいた様々な御意見、御提言を計画に反映させました。

このプランを推進するためには、障がい者本人、家族、障がい者団体、企業、障がい福祉サービス事業者、地域住民、行政機関等がそれぞれの役割を自覚し、積極的に行動に移していくことが重要です。

障がいのある人もない人も安心して暮らせる地域づくりのため、皆様の御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

令和6年3月

北上市長 八重樫 浩 文

目 次

I 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 計画の位置づけと期間
 - (1) 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
 - (2) 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

II 北上市の概況について

- 1 北上市の総人口と障がい者（児）数・・・・・・・・・・・・・・3
- 2 北上市の障がい者（児）の現状
 - (1) 身体障がい者（児）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
 - (2) 知的障がい者（児）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
 - (3) 精神障がい者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
 - (4) 難病患者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
 - (5) 障害支援区分の認定状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

III 計画の基本的な考え方及び推進体制

- 1 計画の基本的な考え方
 - (1) 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
 - (2) 障がい者施策推進のための4つの視点・・・・・・・・・・・・・・8
 - (3) 障がい者施策の基本方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 2 計画の推進体制と評価
 - (1) 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
 - (2) 計画の進行管理及び評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

IV 障害者計画（各論 現状と課題及び具体的推進方向）

- 1 地域生活の促進
 - (1) 相談支援体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
 - (2) 障がい福祉サービスの充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
 - (3) 地域生活の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
 - (4) 地域移行の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
 - (5) 質の高いサービスの提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
- 2 自立と社会参加の促進
 - (1) 保育と教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
 - (2) 多様な就労の場の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
 - (3) 福祉・情報機器の普及・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
 - (4) 情報提供の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
 - (5) 社会参加活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
- 3 療育・リハビリテーションの推進
 - (1) 障がい児や障がいの疑いのある子どもに対する早期発見・早期療育の推進・・・・・・・・・・27
 - (2) 総合リハビリテーション体制の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

4 ひとにやさしいまちづくりの推進

- (1) 心のバリアフリーの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- (2) 住まいやまちのユニバーサルデザイン化の推進・・・・・・・・・・ 29

5 医療体制の充実

- (1) 障がい者に配慮した医療の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- (2) 精神障がい者への適切な医療の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- (3) 難病患者への適切な医療の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

6 安全・安心な地域づくり

- (1) 地域における助け合い活動の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- (2) 地域における見守りと防災ネットワークの推進・・・・・・・・・・ 32

V 障害福祉計画・障害児福祉計画（計画の達成状況、数値目標とサービス見込み量）

1 前期計画目標の達成状況

- (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- (2) 地域生活支援拠点等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- (3) 福祉施設の利用から一般就労への移行等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- (4) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実・・・・・・・・ 37
- (5) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の確保・・・・・・・・ 37
- (6) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置・・・・・・・・ 38
- (7) 相談支援体制の充実・強化等（総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の確保）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- (8) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築・・・・・・・・ 39

2 障がい福祉サービス等の利用の現状

- (1) 障がい福祉サービスの利用の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- (2) 障がい児福祉サービスの利用の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
- (3) 地域生活支援事業の利用の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

3 後期計画の目標

- (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
- (2) 地域生活支援拠点等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
- (3) 福祉施設の利用から一般就労への移行等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
- (4) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実・・・・・・・・ 50
- (5) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の確保・・・・・・・・ 50
- (6) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置・・・・・・・・ 51
- (7) 相談支援体制の充実・強化等（総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の確保）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
- (8) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築・・・・・・・・ 53

4 障がい福祉サービス等の見込み量とサービス確保のための方策

- (1) 障がい福祉サービスの見込み量とサービス確保のための方策・・・・・・・・ 54
- (2) 障がい児福祉サービスの見込み量とサービス確保のための方策・・・・・・ 59
- (3) 地域生活支援事業の実施内容及び見込み量とサービス確保のための方策・・・・ 60

VI 資料

- 1 計画策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
- 2 北上市自立支援協議会代表者会議委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
- 3 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

北上市では、障害者基本法に基づく「障害者計画」と障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」との整合性を保つため、平成18年度から「北上市障がい者プラン」として「障害者計画」と「障害福祉計画」を関連させて策定しており、平成29年度からは障がい児の福祉サービス等の数値目標を示した「障害児福祉計画」を加えた三つの計画を一体的に策定し、障がい者施策を推進してきました。

「北上市障がい者プラン（2021-2026）」は、基本目標を「地域で共に生きる」とし、「障がい者の自立した地域生活の確保」、「障がい者の権利擁護と社会参加の促進」、「障がい者保健福祉サービスの総合的な提供」、「共に支え合う地域社会の形成」という4つの視点に基づき、障がい者が地域で自立して暮らすための障がい福祉サービス等の必要量を見込み、サービス提供体制の確保のための方策を定めました。

このたび、プランの前期3年間の計画である第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画が終期を迎えることから、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下「国の基本指針」という。)に即し、「北上市障がい者プラン(2021-2026)」の中間検証を行い、令和6年度からの3年間の後期計画（第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画）を策定しました。

2 計画の位置づけと期間

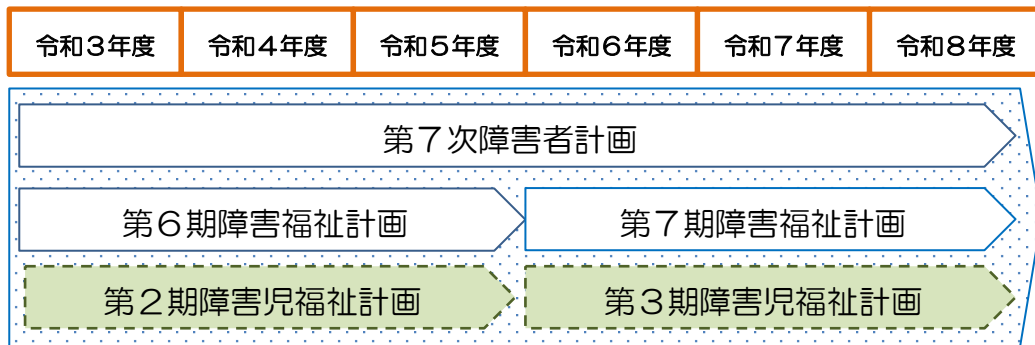
(1) 計画の位置づけ

この計画は、国の「障害者基本計画」と岩手県の「岩手県障がい者プラン」を踏まえ、「北上市総合計画」等の関連計画との整合性を確保しながら、本市の障がい者等施策の基本的考え方や、具体的推進の方策及び達成すべき障がい福祉サービスの整備目標等を明らかにし、障がい者等施策を総合的に推進するための指針とするもので、障害者基本法第11条第3項に基づく「障害者計画」、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく「障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

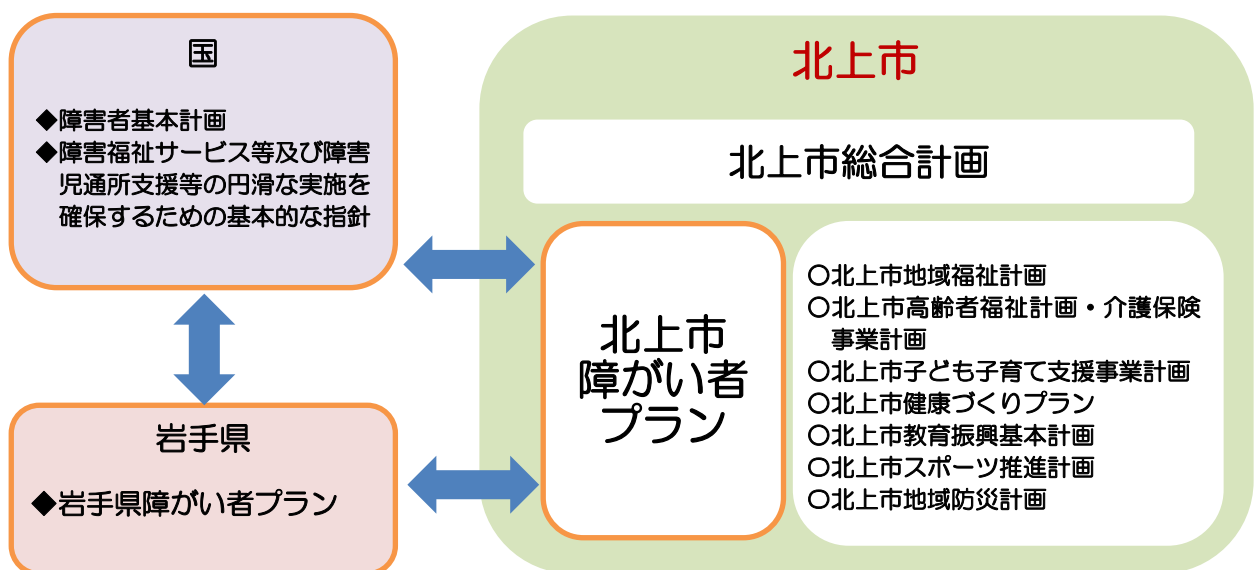
(2) 計画の期間

プラン全体の計画期間は令和3年度から令和8年度までの6年間とし、障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間は、前・後期それぞれ3年間としています。

【計画の構成と期間】



【関連計画との関係図】



II 北上市の概況について

1 北上市の総人口と障がい者（児）数

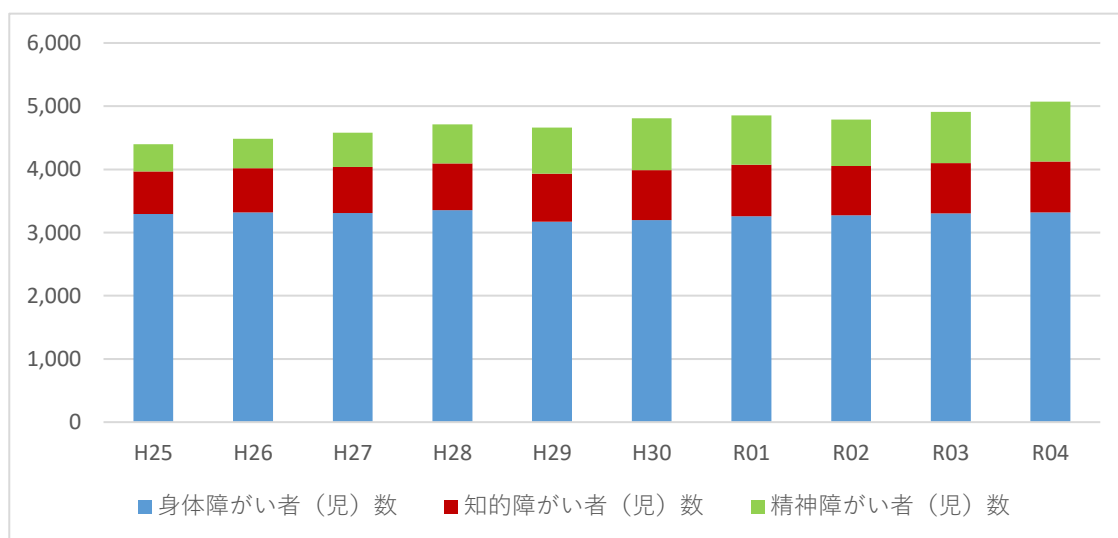
北上市の総人口は年々減少傾向にあり、令和4年度には9万1千人台となりました。しかし、障がい者（児）数は増加傾向にあり、令和4年度には総人口に対する障がい者（児）比率が5.5%に達しました。

【総人口と障がい者（児）数の推移】

各年度末現在

年度	総人口 (人)	障がい者（児）数							
		身体(人)	比率(%)	知的(人)	比率(%)	精神(人)	比率(%)	計(人)	比率(%)
H25	93,594	3,293	3.5%	674	0.7%	431	0.5%	4,398	4.7%
H26	93,524	3,319	3.5%	701	0.7%	465	0.5%	4,485	4.8%
H27	93,457	3,307	3.5%	729	0.8%	543	0.6%	4,579	4.9%
H28	93,088	3,353	3.6%	743	0.8%	618	0.7%	4,714	5.1%
H29	92,584	3,170	3.4%	762	0.8%	730	0.8%	4,662	5.0%
H30	92,260	3,199	3.4%	789	0.8%	820	0.9%	4,808	5.2%
R1	92,298	3,258	3.5%	818	0.9%	776	0.8%	4,852	5.3%
R2	92,339	3,274	3.5%	779	0.8%	735	0.8%	4,788	5.2%
R3	92,181	3,306	3.6%	794	0.9%	810	0.9%	4,910	5.3%
R4	91,920	3,321	3.6%	802	0.9%	947	1.0%	5,070	5.5%

- (注) 1 障がい者（児）数は手帳所持者数。
 2 重複障がいは、障がい種別毎に計上。
 3 比率は小数点以下第2位を四捨五入。



2 北上市の障がい者（児）の現状

（1）身体障がい者（児）

身体障害者手帳を所持している身体障がい者（児）は、令和4年度末で3,321人となっています。このうち、65歳以上は2,535人で全体の76.3%を占めています。

令和元年度末と比較すると、65歳未満は減少していますが、65歳以上は増加しています。

【年齢別身体障がい者（児）数】

各年度末現在

区分		18歳未満	18歳以上 65歳未満	65歳以上	合計
令和元年度	実数	57人	811人	2,390人	3,258人
	構成比	1.7%	24.9%	73.4%	100%
令和4年度	実数	54人	732人	2,535人	3,321人
	構成比	1.6%	22.0%	76.3%	100%
増減		△3人	△79人	145人	63人
増減率		△5.3%	△9.7%	6.1%	1.9%

資料：県南広域振興局

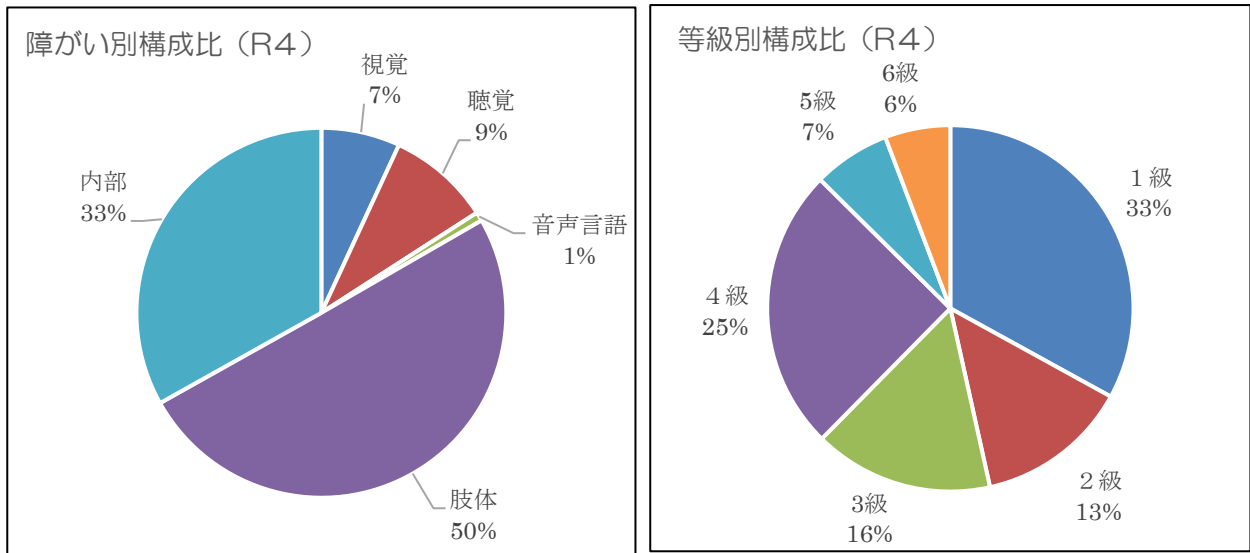
【障がい別・等級別の身体障がい者数】

各年度末現在（人）

区分		総数	重度		中度		軽度	
			1級	2級	3級	4級	5級	6級
令和元年度	視覚	220	58	67	15	24	40	16
	聴覚	282	3	60	43	83	2	91
	音声言語	28	—	—	19	9	—	—
	肢体	1,732	372	302	304	482	185	87
	内部	996	661	8	129	198	—	—
	総数	3,258	1,094	437	510	796	227	194
令和4年度	視覚	229	58	76	14	24	41	16
	聴覚	299	3	64	40	98	2	92
	音声言語	26	—	—	15	11	—	—
	肢体	1,667	369	297	287	447	183	84
	内部	1,100	666	12	171	251	—	—
	総数	3,321	1,096	449	527	831	226	192
増減		63	2	12	17	35	△1	△2

資料：県南広域振興局

II 北上市の概況について



(2) 知的障がい者 (児)

療育手帳を所持している知的障がい者 (児) は、令和4年度末で802人であり、令和元年度末に比べて16人減となっていますが、過去10年の推移をみると (P3の表参照)、微増傾向にあります。

【療育手帳の所持者数】

各年度末現在 (人)

区分		18歳未満	18歳以上	総数
令和元年度	A判定	48	207	818
	B判定	84	479	
	計	132	686	
令和4年度	A判定	58	197	802
	B判定	74	473	
	計	132	670	
増減 (増減率)	A判定	10	△10	△16
	B判定	△10	△6	
	計	0	△16	

(注) A判定：重度、B判定：中・軽度

資料：県南広域振興局

(3) 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳所持者は、令和4年度末で947人と令和元年度末から171人増となっており、全体的に増加傾向にあることが分かります。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数】

各年度末現在（人）

区分	1級	2級	3級	合計
令和元年度	164	462	150	776
令和4年度	206	579	162	947
増減	42	117	12	171

資料：中部保健所

(4) 難病患者

難病の患者に対する医療等に関する法律が平成27年1月1日から施行され、難病医療費助成制度の対象疾病が従来の56疾病から300疾病となりました。また、平成29年4月から対象疾病は330疾病となり、さらに令和3年11月からは、338疾病に拡大しています。令和4年度の特定医療費（指定難病）受給者数は、令和元年度に比べ114人増加しています。

【特定医療費（指定難病）受給者数の推移】

各年度末現在（人）

区分	特定医療費（指定難病）受給者数
令和元年度	604
令和4年度	718
増減	114

資料：中部保健所

(5) 障害支援区分の認定状況

令和元年度末時点と比較すると、令和4年度末では障害支援区分の認定を受けている障がい者が増えており、中でも必要とされる支援の度合いが高い障害支援区分4～6の認定を受けている人の増加が顕著になっています。

【障害支援区分の認定者数の推移】

各年度末現在（人）

区分		総数	障害支援区分					
			区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
令和元年度	身体	142	2	10	23	16	23	68
	知的	229	7	27	46	51	56	42
	精神	54	2	19	22	7	3	1
	難病	1	0	0	0	0	1	0
	総数	426	11	56	91	74	83	111
令和4年度	身体	156	2	11	20	15	29	79
	知的	248	1	30	44	64	68	41
	精神	77	3	28	27	9	7	3
	難病	2	0	0	0	1	0	1
	総数	483	6	69	91	89	104	124
増減		57	△5	13	0	15	21	13

(注) 障害支援区分：障がい者等の障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの。

Ⅲ 計画の基本的な考え方及び推進体制

1 計画の基本的な考え方

(1) 基本目標

市の障がい者等の現状を踏まえ、障がい者が自らの生活を自らの意思で選択、決定していくことを基本に、障がい者等と地域住民との交流を進め、人間性豊かな共助の精神を醸成しつつ、共に支え合う地域社会の形成を図っていくため、計画の基本目標を「**地域で共に生きる**」とします。

目標実現に向けて、障がい者等がライフステージの各段階において、持っている力を最大限に発揮し、その人らしく生きるための「リハビリテーション」や、障がいのある人もない人も共に暮らし、活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション」、加えて地域社会への参加や包容を推進する「インクルージョン」の理念に基づき、次の4つの視点及び6つの基本方向を定め、障がい者福祉の施策を総合的に進めます。

(2) 障がい者施策推進のための4つの視点

①障がい者の自立した地域生活の確保

障がい者が自ら居住場所を選択し、自らの力でその人らしく暮らしたいけるよう、日常的な相談から保健・医療・福祉サービスの提供、住まいや就労の場の確保など地域生活を支援する体制の整備を図ります。

②障がい者の権利擁護と社会参加の促進

障がい者が自らの生活を自らの意思で選択、決定していくことを当然の権利とし、地域や施設等における権利擁護の取り組みを進め、権利侵害や苦情の解決に適切に対応できる体制の整備を進めます。また、障がい者等も地域活動に主体的に参加し、地域の人々との交流を深められるよう、日常生活及び職場におけるユニバーサルデザイン化など、総合的な取り組みを進めます。

③障がい者保健福祉サービスの総合的な提供

障がい者等が適切な保健・医療・福祉のサービスが受けられるよう、障がいの特性を踏まえた総合的なサービスの提供を図ります。

④共に支え合う地域社会の形成

障がい者等と地域の人々との交流を通じた、人間味豊かな共に支え合う地域社会の形成を目指し、自らの生活を自らの意思で選択、決定していくことを基本に、障がい者が個人で解決することができない困難な問題に対しては、社会連帯の考えに基づき、地域住民の自主的、主体的な地域福祉活動により支援を図ります。

(3) 障がい者施策の基本方向

①地域生活の促進

- 多様な障がいや高齢障がい者等の多岐にわたるニーズに対応するため、相談支援体制及び障がい福祉サービスの充実を図ります。
- 地域生活を送るうえで必要な社会資源等の充実を図り、地域移行を推進します。
- 障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制を構築します。

②自立と社会参加の促進

- 成長とともに変化し多様化する子どもの希望や、保護者が求める支援に対応するため、関係機関が連携することで保育と教育の充実を図ります。
- 障がい者、支援者、企業等様々な立場への支援を実施し、多様な就労の場の確保に努めます。
- 市が主催する講座や講演会、市からのお知らせ等にも障がいに配慮した工夫を実施し、情報提供の充実を図るとともに、ICTの活用による福祉情報機器等の普及を推進します。
- 障がい者やその家族を対象とした各種大会や教室の開催、障がい者団体による研修等の支援を実施し、社会参加活動を推進します。

③療育・リハビリテーションの推進

- 障がいの早期発見・早期療育を推進し、保健・医療・福祉・教育・職業分野における関係機関の連携により、地域の社会資源を有効活用した持続的な地域リハビリテーションの推進を図ります。

④ひとにやさしいまちづくりの推進

- 障がいへの理解を促すための啓発活動等を積極的に推進し、心のバリアフリーを進めていきます。
- 障がい者を含めた誰もが不自由なく生活できるように、住まいやまちのユニバーサルデザイン化を推進します。

⑤医療体制の充実

- 病院のユニバーサルデザイン化や手話通訳者等の派遣、各種医療制度の周知を図り、障がい者に配慮した医療の提供に努めます。
- 人権に配慮した医療体制の整備、デイケアの利用促進等精神障がい者への適切な医療の提供を推進します。
- 県との連携を図りながら、難病に関する支援機関や医療相談等の情報の周知を図り、難病患者への適切な医療の提供に努めます。

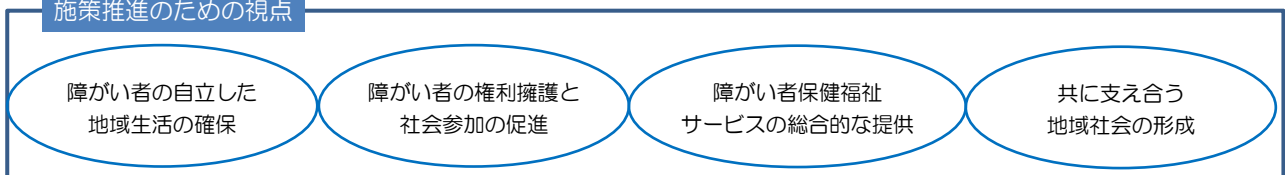
⑥安全・安心な地域づくり

- 北上市社会福祉協議会と連携しながら、地域における助け合い活動の周知、支援に努めます。
- 要配慮者に対応した避難施設の充実や、災害時の情報伝達体制の整備等、地域における見守りと防災ネットワークの形成を図ります。

基本目標	施策の基本方向	施策の具体的推進方向	項目
地域で共に生きる	1 地域生活の促進	(1) 相談支援体制の充実	①相談支援体制の充実 ②権利擁護と成年後見制度の推進 ③自立支援協議会の機能の充実 ④多様な障がいへの対応の充実
		(2) 障がい福祉サービスの充実	①計画相談支援（サービス等利用計画）の充実 ②訪問系サービスの充実 ③日中活動系サービスの充実 ④居住系サービスの充実 ⑤障がい児の福祉サービスの充実
		(3) 地域生活の支援	①母子保健の充実 ②健康づくりの推進 ③移動支援の充実 ④地域活動支援センターの充実 ⑤日中一時支援の充実 ⑥訪問入浴サービスの充実 ⑦日常生活用具、補装具支給の充実 ⑧住まいの場の確保
		(4) 地域移行の推進	施設入所者及び退院可能な精神障がい者の地域移行の促進
		(5) 質の高いサービスの提供	①福祉分野の人材育成と確保の推進 ②介護・医療・福祉など多職種連携の推進
	2 自立と社会参加の促進	(1) 保育と教育の充実	①一貫した相談支援の推進 ②未就学児の保育と教育の充実 ③特別支援教育の推進
		(2) 多様な就労の場の確保	①障がい者・企業のニーズに即した就労支援と情報発信 ②就労スキル等の向上と自主製品等による売上額の向上
		(3) 福祉・情報機器の普及	福祉機器・情報通信機器の利用促進
		(4) 情報提供の充実	情報提供体制の充実
		(5) 社会参加活動の推進	①社会参加の支援 ②スポーツ・文化活動の支援
	3 療育・リハビリテーションの推進	(1) 障がい児や障がいの疑いのある子どもに対する早期発見・早期療育の推進	①地域における支援体制の充実 ②障がいの早期発見・早期療育支援の充実
		(2) 総合リハビリテーション体制の確保	地域におけるリハビリテーション体制の整備
	4 ひとにやさしいまちづくりの推進	(1) 心のバリアフリーの推進	啓発活動や交流による心のバリアフリーの推進と差別解消
		(2) 住まいやまちのユニバーサルデザイン化の推進	ユニバーサルデザインの普及啓発と環境整備の推進
	5 医療体制の充実	(1) 障がい者に配慮した医療の提供	情報提供及び適切な支援体制整備の推進
		(2) 精神障がい者への適切な医療の提供	通院医療と精神科デイケア等医療体制の充実
		(3) 難病患者への適切な医療の提供	難病に関する支援と情報提供の促進
	6 安全・安心な地域づくり	(1) 地域における助け合い活動の支援	ふれあいのまちづくり事業の促進
		(2) 地域における見守りと防災ネットワークの推進	①地域防災ネットワークの形成と情報伝達体制の整備 ②医療機関・医療機器業者等との連絡体制の構築 ③要配慮者に対応した避難施設等の充実

※網掛けは重点施策

施策推進のための視点



2 計画の推進体制と評価

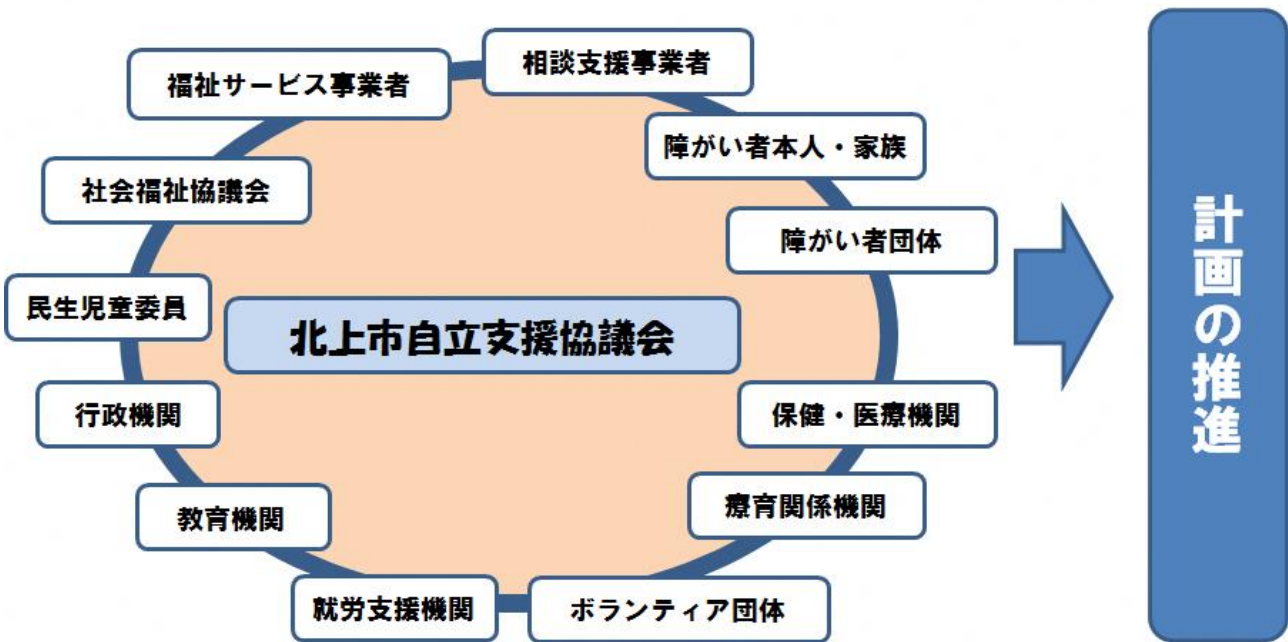
(1) 計画の推進体制

「北上市障がい者プラン」の推進に当たっては、市の障がい福祉担当部局だけではなく、関係する機関や部局との連携を一層図りながら、総合的な施策の展開に努めていきます。

障がいのある人ひとりひとりが、地域で安心して生活していくためには、市民・企業・行政等関係機関との協働が不可欠です。本計画を推進し、障がいのある人が住み慣れた地域で共に生活し、活動できる社会を実現していくためには、行政による対応だけでなく、市民をはじめ、障がい者団体、ボランティア団体、社会福祉協議会、民生委員児童委員、障がい福祉サービス事業所などの参加と行動が必要となります。

それらの関係団体・機関と相互に連携を図るとともに、地域において障がい者を支えるための中核的役割を担っている「北上市自立支援協議会」を中心に計画を推進していきます。

推進体制のイメージ図



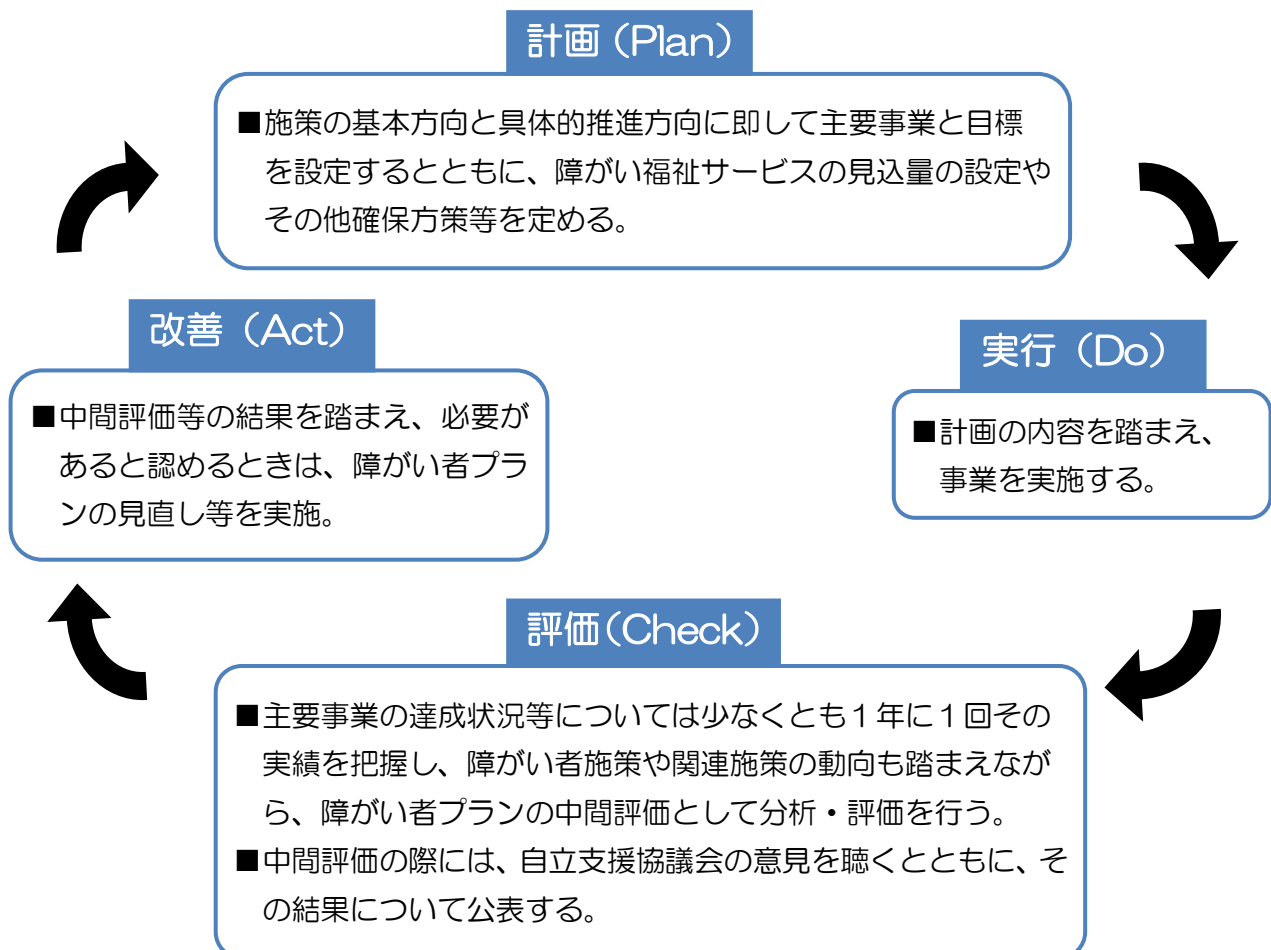
(2) 計画の進行管理及び評価

この計画は、令和3年度から令和8年度までの6年間の計画（後期計画の計画期間は令和6年度から令和8年度まで）です。計画の実効性、進捗状況を確認するため、毎年、計画目標の達成状況の点検・評価を行います。

計画目標の達成状況の点検・評価は、主要事業の達成状況等を自立支援協議会に報告することにより実施し、評価にあたっては、施策や事業が当事者や家族等の暮らしやすさに反映されているかについても検討するものとします。また、広く市民が北上市の障がい者施策の進捗状況を把握することができるよう、情報提供に努めます。

計画の終期である令和8年度には、本計画に続く新たな計画を検討するものとします。なお、当該施策・事業の必要性の検討、事業規模や期間の見直し、制度改正等社会情勢の変化やニーズの多様化に伴う新しい課題に柔軟に対応するための施策の再構築を常に行うなど、必要に応じて計画期間中においてもプランの見直しを行います。

(障がい者プランにおけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ)



IV 障害者計画 （各論 現状と課題及び具体的推進方向）

施策の基本方向1 地域生活の促進

（1）相談支援体制の充実【重点施策】

【現状と課題】

8事業所（うち3事業所と市外1事業所に一般相談業務を委託）で相談支援を行っているほか、身体・知的障がい者相談員、障がい者等相談員、ろうあ者等相談員が各種相談に応じ、障がい者の自立支援に寄与しています。

課題として、障がい者数の増加と、多様化する相談に対して相談支援専門員1人当たりの対応件数が増加してきていることや、障がい者の高齢化により、ケアマネジャーと相談支援専門員との連携が必要となっています。

重症心身障がい児を含む医療的ケア児（者）に対する支援を調整するコーディネーターが各相談支援事業所に配置されましたが、発達障がい者（児）、高次脳機能障がい者、難病患者等、多様な障がいのある人の実態を把握するとともに、ひきこもりの状態にある支援が必要な障がい者など、多様なニーズに対応するため、地域における相談支援体制の一層の充実を図る必要があります。

【アンケート結果の抜粋】

（※前期計画の達成状況等をもとに、自立支援協議会の各部会員にアンケートを実施し「よかった点、達成された事項等」「今後の課題やその他の意見」を回答いただいたもの。主なものを抜粋して掲載。）

- 相談支援専門員同士の情報共有や意見交換、連携の場がある。
- 各相談支援機関との連携を図ることができている。
- 本人、家族の高齢化に対応するための地域生活支援拠点事業に重要な基幹相談支援センター設置に向けた必要機能の洗い出しが行われている。
- 医療的ケア児等コーディネーターが市内に配置されており、医療的ケア児や重症心身障がい児（者）の相談が可能となっている。
- 障がいのある人とそれに関わる相談は増加傾向にあるが、それに対応する相談支援事業所及び相談支援専門員が不足し、なかなか増えない状況にある。
- 医療機関関係者など、顔の見えるネットワークづくりを進めてほしい。
- 医療的ケア児コーディネーターを増やすことができるよう、研修や育成が必要。

【具体的推進方向】

①相談支援体制の充実

ろうあ者等相談員、障がい者等相談員及び保健師による医療・健康・福祉に関する市相談窓口の充実に努めつつ、多様化するニーズや専門性の高い相談に対応するため、岩手県福祉総合相談センター、岩手県発達障がい者支援センター、生活困窮者自立支援機関等の専門機関との連携を強化するほか、医療・介護・福祉の関係機関が参加する多職種の事例検討会「シン・ケ

アラボ@きたかみ」等の機会を積極的に活用し、相談支援に関わる人材のスキルアップとネットワーク体制の強化を進めていきます。

また、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う「基幹相談支援センター」を設置するとともに、ライフステージを通じた相談支援体制の充実及び困難事例等への対応を行っていきます。

また、県が実施する医療的ケア児に対する支援を調整するコーディネーター養成研修等への積極的な参加を促し、各相談支援事業所におけるコーディネーターの配置を促進します。

②権利擁護と成年後見制度の推進

令和3年4月から北上市権利擁護支援センターを設置しました。同センターでは、認知症・知的障がい・精神障がい等によって、判断能力が十分でない方が地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度や権利擁護に関する相談を受けている他、自立支援協議会と共催し、周知・啓発を行う講演会を毎年開催しています。

障がいの権利擁護のため、関係機関と連携し虐待の防止や差別の解消に努め、本人等の状況に応じ自立生活支援事業や、「北上市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の活用を促進していきます。

③自立支援協議会の機能の充実

障がい者本人や介護者である家族の高齢化など、地域で明らかになったニーズや問題点は自立支援協議会を中心に協議し、関係機関によるネットワークなど支援体制の構築及び社会資源の開発・改善を行うほか、相談支援体制の検証・評価を定期的実施していきます。

④多様な障がいへの対応の充実

発達障がいや高次脳機能障がいなど、多様化する障がいについての正しい知識の普及と理解の促進に努め、県が設置する支援拠点機関や当事者団体等の関係機関と連携して、各ライフステージにおける適切な支援体制の整備を促進していきます。

また、ひきこもり状態にある障がい者の中には、社会参加しない期間が長期化し、当事者や家族が大きな不安を抱え、家庭内の生活や人間関係さえ維持することが困難になっているケースも少なくありません。

社会参加をしていない人がすべて社会的支援や治療を必要としているわけではありませんが、潜在的なニーズを含め、当事者及び家族等の個々の状況に合わせた相談及び支援を実施するために、令和2年度に医療機関・教育機関・支援機関及び市関係部局等で設立した「北上市ひきこもりネットワーク協議会」を中心に、関係機関におけるネットワーク機能の拡充や相談窓口の周知及び啓発を図るとともに、自ら支援を求めることが難しい方に、支援者側から情報や支援を働きかけるアウトリーチ支援及び誰もが利用することのできる居場所の運営を含む「ひきこもり支援事業」を令和3年度から委託事業として実施しています。定例会議を設ける等して情報交換を行い、協力体制を取りながら市全体として支援を実施できるよう継続していきます。

（2）障がい福祉サービスの充実

【現状と課題】

障がい福祉サービスの利用者数の実績は障害福祉計画の見込み量と同程度を推移していますが、特別支援学校卒業生の進路先として生活介護や就労継続支援B型、障がい者の高齢化に伴う居宅介護の利用者数が増加しています。

また、短期入所及び重症心身障がい者（児）や医療的ケア児に対応できる事業所が1箇所ずつ増えましたが、サービス提供体制のより一層の充実が望まれます。

さらに、サービス利用者数の増加やモニタリング期間の見直しに伴い、相談支援専門員1人が担当するケースが増加し、サービス等利用計画作成に追われている状況も課題となっています。

【アンケート結果の抜粋】

- ・ 障害福祉サービス提供事業所が増えた。
- ・ 市内障害福祉サービス提供事業所の間で情報共有が図られ、課題解決に向けた方法や工夫を協議することができた。
- ・ 重症心身障がい者（児）を受け入れる事業所が開設され、医療的ケア児の通いの場ができたことにより、家族のQOLの向上につながっている。
- ・ 特定の障害福祉サービス事業所は増加傾向ながら、必要と思われる生活介護や短期入所等は不足している。
- ・ 支援度の高い方の受け入れ先を見つけるのが困難になっている。
- ・ 重症心身障がい者（児）や医療的ケア児者へのサービス提供体制として、医療機関との連携が大変重要である。

【具体的推進方向】

①計画相談支援（サービス等利用計画）の充実

障がい福祉サービス等を利用するすべての障がい者（児）に対してサービス等利用計画又は障害児支援利用計画を作成し、サービス内容の充実やきめ細やかな支援を促進していきます。

また、施設や病院に入所・入院している障がい者に対しては、地域移行に係る支援を目的とした「地域移行支援」及び「地域定着支援」を活用し、円滑な地域移行に向けての個別支援を行います。

さらに、障がい福祉サービス等利用者が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、対象となる人に対して適切な計画が作成されるよう、今後の需要を的確に把握するように努め、サービス提供体制の確保について関係機関と協議していきます。

②訪問系サービスの充実

居宅介護など、訪問系サービスの円滑な利用の促進を図ります。

また、利用者の高齢化に伴い介護保険サービスと障がい福祉サービスを併給する人が増加していることから、今後も介護保険分野（ケアマネジャー等）との連携を図りながら、必要とされるサービスの提供に努めるとともに、利用者数が少数のサービスについても、需要に対し適切に応えられるようサービス提供体制の整備を図ります。

③日中活動系サービスの充実

利用者は増加傾向にあります。特に生活介護や就労継続支援サービスにおける市内事業所の定員は満たされつつあり、短期入所については事業所が増えてきているものの、なお一層の受け入れ先の確保が必要な状況です。新規事業所の他、既存事業所も提供サービスの複合化を図って対応していますが、今後も利用希望者は増えていくと想定されるため、引き続きサービス提供体制の整備を図っていきます。

④居住系サービスの充実

市内のグループホームの数は増加していますが、今後も障がい者本人や介護者の高齢化により、在宅での生活を継続することが困難な人が増加することが予想されます。個々の希望に合わせて地域で生活ができるように、日中サービス支援型や夜間支援体制のあるグループホームなど、利用者のニーズと地域移行希望者数等の推移を見ながら基盤整備を進めていきます。

⑤障がい児の福祉サービスの充実

こども療育センターを中心に関係機関が連携を図りながら、障がいや発達の遅れのある子どもの早期療育に努めます。また、障がい福祉サービスや療育・医療の情報を提供し、子どもの発達段階に応じたサービスが提供されるよう、相談支援体制の充実と関係機関・団体との連携強化を図ります。

また、保護者の介護負担を軽減するため、子どもを見守ることができない時に預かる日中一時支援や、短期入所のサービス提供体制の整備強化を図ります。

さらに、宿泊サービスやタイムケアサービス（緊急時の預かり、外出や通学の付き添い等）、特別支援学校への登校支援サービスを独自に実施している事業所もあることから、今後もサービスの情報を必要な人に提供していきます。

加えて、医療的ケア児へのサービス提供体制について、令和4年度に設置された岩手県医療的ケア児支援センター、広域で利用されているイーハトーブ養育センター、市内の医療機関を含む関係機関が相互に連携し、検討を進めていきます。

（3）地域生活の支援

【現状と課題】

妊産婦に対して、地域において安心して妊娠出産期を過ごせるよう、妊婦健康診査・歯科検診、産後健康診査を実施したほか、産前産後サポート事業や不妊治療費助成事業など心身と経済の負担軽減を図っています。

また、生活習慣病の予防に向けて、健診やその他健康づくりに関する情報を広報や市のホームページで発信しているほか、休日健診（検診）の実施など受診しやすい環境整備に加え、健康づくり推進協議会及び関係機関と連携し、運動・食育を推進しています。

常時車いすを使用する身体障がいのある方に対しては、生活習慣病や変形、膀胱機能障害等の発生を予防することを目的として、身体障害者健康診査事業を行っています。

サービスの利用では、日中一時支援事業の利用者のうち、突発的行動等が頻回である強度の行動障がいをもつ利用者や、支援の度合いが高い重症心身障がい者（児）の利用者が増加していることなどにより、サービス事業所の負担が増加していることから、令和5年度から強度行動障害・重症心身障害加算を創設し、事業者の負担軽減とサービス提供体制の強化を図りました。需要が伸びて供給量が不足する見込みがある福祉サービスについては、新たな事業所の設置や既存の事業所の受け入れ拡大に向け、自立支援協議会等で協議していきます。

また、障がい者本人や介護者の高齢化、「親亡き後」を見据え、緊急時の受け入れ等に対応できる地域生活支援拠点等の体制整備については、令和6年度に整備し、稼働する見込みとなっています。

その他の事業については概ね見込み量どおりとなっているものの、サービス利用希望者の潜在的な需要もあることから、引き続きサービス提供体制の充足が必要です。

【アンケート結果の抜粋】

- ・共同生活援助が徐々に増えてきている点において、親亡き後を考えた際の住まいの確保の幅が広がっている。
- ・地域生活拠点等の設置に向けた具体的なスケジュールが示された。
- ・子育て世代包括支援センターとの情報共有にて、支援体制の拡充が図られている。
- ・地域活動支援センター事業について、利用者の高齢化、固定化、新規利用者の伸び悩みなどの課題がなかなか解消できていない。
- ・日中一時支援事業は、家族の負担軽減につながっているが、利用者のニーズに合ったサービス提供時間を検討していく必要がある。

【具体的推進方向】

①母子保健の充実

妊娠、出産から新生児誕生に至る専門的医療を適切に提供し、安心して出産することができ、健やかな成長を支援する環境づくりを推進します。

②健康づくりの推進

自分らしい生き方を支える健康寿命の延伸を基本理念として、市民一人ひとりが自らの健康を守り育てることができるよう、「第4次北上市健康づくりプラン（健康きたかみ21）」を推進していきます。

また、生活習慣病など自らが意識を持ち生活習慣を改善することによって予防できる疾病等については、健康的な生活習慣を身につける対策の一層の充実を図るとともに、生涯にわたり健康づくりに取り組むことができるよう、乳幼児から高齢者までの一貫した健康づくり体制の構築を図ります。

さらに、高血圧症や高脂血症、糖尿病など生活習慣病が障がいの発生原因となることから、健康づくりを推進し、健康的な生活習慣の定着を図ることにより疾病や障がいの発生予防に努めます。

また、常時車いすを使用する身体障がいのある方に対しては、生活習慣病や変形、膀胱機能障害等の発生を予防することを目的として、身体障害者健康診査事業を継続して実施していきます。

③移動支援の充実

障がいがある人の移動に関して、視覚障がい者が利用可能な同行援護や重度の知的障がい者及び精神障がい者を対象とした行動援護、ガイドヘルパーの派遣を行う移動支援事業、タクシー料金の一部を助成する福祉タクシー券の交付、有料道路割引制度の周知、ふれあい移送サービス等の福祉有償運送や特別支援学校への通学支援等、さまざまな支援を行い社会参加の促進を図ります。

④地域活動支援センターの充実

重度の障がい者や高齢の障がい者に日中活動の場を提供するとともに、通所サービス事業所の利用者等が休日に利用する場として、余暇活動の支援を行います。活動内容としては、創作活動、社会との交流促進、機能訓練、社会適応訓練、入浴が必要な人への入浴サービスの提供を実施するとともに、利用者の高齢化などに伴い、必要に応じて活動内容や提供メニューの見直しについて検討を行います。

また需要の拡大に対しては、新たな事業所の設置や既存事業所の充実などについて自立支援協議会内で協議を行い、必要に応じて各事業所に対して働きかけを行います。

⑤日中一時支援の充実

就学している障がい児に対して、放課後や休日、長期休暇時の活動に必要な場の提供を行い、日常的な訓練を通じて、社会に適應できるよう支援を行います。

また、在宅の障がい者の介護者が、疾病その他の理由により介護が困難になった場合、日中の間、事業所において移動や排せつの介助を行い、介護者の負担を軽減します。

さらに、重症心身障がい者（児）等の受け入れについても、サービス提供事業所の拡充も含め、自立支援協議会や関係機関と連携し対応を検討していきます。

⑥訪問入浴サービスの充実

自宅の浴槽での入浴が困難な重度の身体障がい者等が訪問入浴サービスを利用することにより、身体の清潔保持、心身機能の維持を図り、地域において安心して生活できるよう支援します。

⑦日常生活用具、補装具支給の充実

ストーマ装具、たん吸引器など、日常生活上の困難を改善する用具を購入する際に費用の助成を行うとともに、車いす、補聴器などの身体機能を代替する補装具を購入・修理する際に費用の支給を行い、障がい者の自立と社会参加を促します。

また、地域間格差が大きくなるよう他市町村の状況を把握し、ニーズに応じた種目や金額の見直し等を進めていきます。

⑧住まいの場の確保

地域での生活を希望する障がい者に対して、グループホームなどの居住の場のサービスのほか、自立生活援助、地域定着支援、居住サポート事業等を積極的に活用し、障がい者の賃貸住宅への入居支援や、夜間及び緊急時の支援体制の構築など、地域生活の支援体制の充足を図っていきます。

また、令和6年度から稼働予定の地域生活支援拠点等について、状況を見ながら機能の充実に図っていきます。

さらに、不動産業関係者や相談支援事業所と連携し、障がい者の地域生活を支援していくネットワークの更なる強化を進めていきます。

（４）地域移行の推進

【現状と課題】

地域移行を希望する障がい者に対しては、相談支援事業所を中心として関係機関と協力しながら支援を行っています。

入所施設や病院からの地域移行者の実績は年々減少傾向にありますが、自宅からグループホームへ入居するケースや、将来的な地域移行を見据えて、一旦施設入所したうえで就労系サービスを利用しながらグループホームに移行するケースなど新たな利用形態も増加しています。

また、利用者の高齢化に加え、重度の障がい者及び夜間の支援体制が整ったグループホーム等のサービスについての要望もあることから、様々なニーズを把握し、引き続き生活の拠点となるグループホームの整備について検討していくとともに、地域住民の障がい者に対する理解が深まるよう、周知啓発を行う必要があります。

【アンケート結果の抜粋】

- ・本人の意向を確認し、病院関係者（医師・看護師）家族と今後の生活について検討、相談支援事業者、サービス事業者とケア会議を開催し、地域移行支援を行っている。
- ・病院や福祉サービス事業所、関係機関と連携しながら、地域移行への支援を行っている。
- ・重度の障がい者をサポートできる受け皿が少ない。
- ・当事者の意思決定支援、グループホームの体験利用の提供体制、地域生活支援の連携体制などの充実を進める必要があると思われる。

【具体的推進方向】

施設入所者及び退院可能な精神障がい者の地域移行の促進

県が実施している地域移行希望等調査等を基に、自立支援協議会や関係機関と連携して、福祉施設入所者の地域移行のニーズ把握に努めます。地域移行希望の実態を把握した際は、地域移行が円滑に行われるよう、市、相談支援事業者、障がい福祉サービス事業者等関係者が協力して、支援体制を構築していきます。

支援に際しては、本人の希望する暮らしをともに考えるサービス調整会議（ケア会議）を開催し、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）により、新たに地域移行を希望する人や地域移行を開始した人に対して、適切なサービスを提供していきます。

また、入院中の精神障がい者の地域生活への移行支援として、在院期間が1年以上で症状が落ち着いている長期在院者に対して、退院支援や生活支援等を通じて地域移行を推進するとともに、退院後の状態に合わせた医療を提供していきます。

さらに、地域移行に必要なグループホーム等の居住の場及び日中活動の場の確保については、ニーズを把握したうえで自立支援協議会と連携し、サービス提供体制の整備・促進を図ります。

加えて、地域での生活には、地域住民の障がい者に対する理解が不可欠であることから、日頃から啓発・広報活動に努めます。

（5）質の高いサービスの提供【重点施策】

【現状と課題】

毎月開催されている相談支援事業所連絡会議を通じて、相談支援のスキルアップや計画の質の向上を図っています。また、相談者や関係団体からの事業所に対する要望等を共有し、それを自立支援協議会の事業所部会にフィードバックすることでサービスの質の向上を進めており、サービス提供事業所においても各種研修に積極的に参加することで、利用者への支援方法や専門性の向上に努めています。

そのような中で、サービス事業所での人材不足に加え、障がい者本人や家族の高齢化に伴い、介護サービスとの併用や地域包括支援センターとの綿密な連携が必要なケースが増加しており、支援ニーズも多様化していることから、多職種間の連携の推進が重要になっています。

【アンケート結果の抜粋】

- ・介護・医療・福祉の関係機関が参加する多職種の事例検討会「ケアラボ@きたかみ」への参加等により、障がい福祉事業所以外の関係機関との横の繋がりが構築されており、質の高いサービス提供に繋がりがつつある。
- ・研修会の受講により、それぞれの知識の幅が広がり、情報共有が密に行えるようになった。
- ・北上市に新たな事業所が参入し、サービスを必要とする人たちの選択肢が広がった。事業所にとっても互いに切磋琢磨し、選ばれるために質の高いサービスを提供する意識を持つことができた。
- ・人材確保の課題については社会の構造的な問題でもあり、福祉サービス事業所単体での対応が困難である。コンサル等も含め、効率的な確保の情報の提供を望む。

【具体的推進方向】

①福祉分野の人材育成と確保の推進

障がい者の生活の質の向上を図るため、障がい者の多様なニーズに対応し、利用者の立場に立ったより良いサービスが提供できるよう、人材の育成と確保に努めます。具体的には、各事業所における人材不足の解消に向けて、教育機関を含む関係機関と連携し、北上市介護人材養成事業等、保育・福祉の人材育成と確保のための方策を推進していきます。

②介護・医療・福祉など多職種連携の推進

介護・医療・福祉の関係機関が参加する多職種の事例検討会「シン・ケアラボ@きたかみ」への参加などにより、障がい福祉事業所以外の関係機関との横の連携が構築されつつあります。

今後も研修会等への参加や相互連携を継続することにより、質の高いサービス提供を目指していきます。

また、介護保険と障がいサービスを併給するケースや、高齢者と障がい者の同居世帯に係る支援など、制度を超えた対応が求められるケースの増加も予想されることから、既存の相談支援体制を活かしつつ、重層的支援体制整備事業（多機関協働事業等）の活用による包括的な相談支援体制の構築を進めていきます。

施策の基本方向2 自立と社会参加の促進

（1）保育と教育の充実

【現状と課題】

保育所や幼稚園等の集団での生活は、障がい児等の発達を促すうえで大きな効果が期待できることから、市内全園で受け入れ体制を整えているほか、保育園・幼稚園等巡回訪問の実施によって園児や家族、保育士や幼稚園教諭への支援・助言を行っています。また小・中学校においては、支援が必要な児童生徒のため特別支援学級を設置するとともに、個別指導支援員を配置し支援体制の充実に取り組んでいます。

自立支援協議会こども支援部会において、重症心身障がい児向けのパンフレットを作成し、関係機関と医療機関に配布しました。また、相談支援ファイルのライト版を作成したことについて、保育園や学校、相談支援事業所等への文書の配布、ホームページ掲載により周知を行ったことにより、活用が促進されています。

今後は、障がい児等のライフステージに応じた総合的・継続的支援、医療的ケア児の適切な支援がさらに円滑に行えるよう、関係機関が相談支援ファイルを十分に活用し、基本的な情報を共有しながら連携した対応を行うことが重要です。

幼少期からの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、障がいの有無にかかわらず、それぞれの子どもが互いに学び合う経験を持てるようにしていく必要があります。

【アンケート結果の抜粋】

- ・市内全域に受け入れ体制を整え、保育園・幼稚園巡回訪問の実施によって、障がい児や保護者、保育士や幼稚園教諭に支援や助言を行っているほか、小中学校の児童生徒のための特別支援学校（県立花巻清風支援学校）の分教室を設置するとともに、個別指導支援員を配置し、支援ができています。
- ・相談支援ファイルを活用することで、支援が必要なおうちの方との連携が取りやすかったこと、小学校へきちんと引継ぎができる機会が設けられていることが良かった。
- ・今後、幼稚園や保育園と障がい児施設との連携の一環として、保育所等訪問支援事業の活用が重要であると考えます。
- ・幼保、学校関係機関、医療機関等それぞれではなく、ネットワーク構築して横断的な支援を行っていく必要がある。

【具体的推進方向】

①一貫した相談支援の推進

相談支援ファイル等を活用し、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が、ライフステージに応じた支援内容をスムーズに引き継ぎ、切れ目のない一貫した支援を提供する体制を構築するとともに、相談支援ファイルの活用方法について、保護者や関係機関へ周知を図ります。

②未就学児の保育と教育の充実

こども療育センターを中心に保育園・幼稚園等への巡回訪問や研修会等を実施し、全ての園において特別な支援を必要とする園児の受け入れ体制を構築し、将来の適切な就学へとつなげるように、関係機関と連携強化を図っていきます。

また、障がい児通所支援事業所による保育所等訪問支援等を活用し、保育所等の育ちの場において、連携・協力をしながら支援を行う体制の充実を図ります。

③特別支援教育の推進

小中学校に在籍する個別の支援が必要な児童生徒に対しては、学校の実態に応じた、よりきめ細やかな支援や指導が行えるように、必要に応じて「個別指導支援員」を配置し、支援体制の充実に取り組んでいきます。

また、総合的な学習の時間などを活用し、障がいについて専門的な知識を有する人材等による「キャップハンディ体験」を実施することで、障がいや障がい者への理解（心のバリアフリー）を促進していきます。

（2）多様な就労の場の確保【重点施策】

【現状と課題】

自立支援協議会就労支援部会を中心とした活動や、ハローワークや北上雇用対策協議会、障がい者就業・生活支援センターの支援により毎年一定数が一般就労していますが、段階的に法定雇用率も引き上げられることから、障がい者雇用についての更なる普及啓発や支援が必要となっています。

福祉的就労の場では、工賃の増額に向けて各事業所が取り組みを進めるほか、市内商業施設内の常設店舗（ハートフルショップまごころ）等での販売促進に取り組んでいます。新型コロナウイルス感染症の蔓延や燃料費等の高騰等により、各事業所における売り上げに影響が出ましたが、工夫を重ねながら運営しています。

また、既に一般就労している障がい者の離職等や特別支援学校の卒業生の受け皿となる就労系サービスの定員の確保について検討が必要です。

【アンケート結果の抜粋】

- ・企業向けのセミナー、障がい者向けのセミナーが開催され、雇用制度理解や就労への意識啓発につながっている。
- ・新型コロナウイルス感染状況の中、オンラインによる取り組みなど、積極的な活動となり、とても良かった。
- ・市内への新規企業進出に伴い、障がい者雇用の場が増加傾向にある。
- ・法定雇用率は今後上昇予定であり、地域内企業での障がい者雇用の機運が高まるような取り組みが必要である。
- ・障がい者の一般就労が進むよう、企業と連携し、トライアルなどの取組ができるように考えてほしい。

【具体的推進方向】

①障がい者・企業のニーズに即した就労支援と情報発信

障がい者のニーズを客観的に分析し、障がい者就業・生活支援センター、障がい福祉サービス事業所、ハローワーク、相談支援機関、医療機関、教育機関、行政機関が連携して、自立支援協議会の場を活用しながら、協力企業の開拓を進めるとともに、障がい者を雇用しようとする企業に対して、制度の情報提供や事例紹介、実習受け入れ等必要な支援を行っていきます。

②就労スキル等の向上と自主製品等による売上額の向上

福祉的就労の場では、就労移行支援や就労継続支援等の福祉サービスにより、障がい者の就労の機会を提供するとともに、一般就労に向けて必要な知識や能力の向上のための訓練を実施していきます。障がい者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援のサービス提供体制を整えていきます。

また、就職後の職場定着等のアフターフォローを充実させるため、関係機関と連携を取りながら就労定着支援のサービス提供体制を維持していきます。

さらに、工賃の増額に向けて事業所相互の連携を強め協力体制を構築していきます。具体的には、販売の場として市内商業施設内の常設店舗（ハートフルショップまごころ）を活用し、企業・消費者とのネットワークをさらに強化するとともに、施設外就労や障害者優先調達推進法の活用、農福連携など新たな分野における取り組みを促進することで、売り上げの増加を図っていきます。

（3）福祉・情報機器の普及

【現状と課題】

日常生活用具の情報・意思疎通支援用具として人工内耳電池の助成拡大や、窓口相談等における福祉機器の情報提供及び県の視聴覚障がい者情報センターの講習会、機器説明会等の情報提供に努めています。利用者の要望を把握し、必要に応じて内容の検討が必要です。

【アンケート結果の抜粋】

- Web利用による支援スキルが向上し、各種支援場面で一般化された。
- 情報・意思疎通支援用具の給付が行われている。
- 福祉機器メーカーやレンタル会社からの情報を密にすることが重要である。
- 機器は充実してきたが、効果的なソフト（アプリ）の普及が十分ではない。

【具体的推進方向】

福祉機器・情報通信機器の利用促進

福祉機器や情報通信機器を活用して、自立した暮らしを実現できるよう、日常生活用具の購入費助成や相談支援事業所等と連携し、福祉機器や講習会等の情報提供に努めるとともに、ふれあいホットラインや防災ラジオ等の災害発生等の緊急時に活用できる福祉・情報機器の普及を更に進めていきます。

（４）情報提供の充実

【現状と課題】

広報紙やホームページ等により、福祉サービス等に関する情報提供を行っているほか、点字広報、声の広報を継続して発行しています。声の広報は、利用者の要望に合わせ、複数の媒体で提供を行っています。

また、ろうあ者等相談員を設置して意思疎通支援者派遣のコーディネートを行うことにより、聴覚障がい者への情報提供体制を整えています。支援者が不足しているため、更なる体制強化が求められています。

さらに、令和４年度には「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、障がいのある方が、様々な分野の活動に参加するために、情報を十分に取得し利用出来ることや、円滑な意思疎通が可能となる環境や手段の提供が必要です。

【アンケート結果の抜粋】

- ・障がい者向けの広報発行や、手話通訳派遣が行われている。
- ・「まるわかりガイド」が更新されて発行されている。制度・福祉サービスの情報がホームページに掲載されていて、ありがたい。
- ・福祉サービスを利用するにあたり、関係機関との連携を図っており、その都度情報提供を行うことで、本人及び事業所側が安心できる体制を構築している。
- ・発達障がいを疑うなど、子どもの様子に不安を抱える親が、どこに相談したらよいか、どうしたらよいかという相談を多く受ける。その際にここに相談すればよいという情報が行き渡っていないと思う。
- ・障がい福祉サービスの空き情報の発信ができるよう取り組んでいただきたい。

【具体的推進方向】

情報提供体制の充実

手話通訳者の派遣等、意思疎通支援事業の充実を継続して推進するほか、手話奉仕員養成講座により、支援員の充足を図るとともに、広報紙やホームページ等での情報提供を、よりわかりやすく障がいに配慮したものとなるよう努めます。

また、障がい福祉サービス事業所の空き情報やPR情報の発信方法の検討を継続し、個人のニーズや状況に応じ、必要な情報を必要な時期に知ることが出来る環境や手段の提供に努めます。

さらに、障がいのある方が、障がいの種類や程度に応じて情報を取得・提供できる手段や、遠隔地や緊急時等に対応するためのICT機器等の利活用についても情報収集していきます。

（5）社会参加活動の推進

【現状と課題】

スポーツイベントや各種教室等を通して、障がい者の健康増進と社会参加の促進に取り組んでいます。平成28年度の全国障害者スポーツ大会「希望郷いわて大会」では、多くの市民が障がい者スポーツに接する機会となりました。令和3年には「東京2020パラリンピック」が開催されたほか、令和7年には「東京2025デフリンピック」の開催が予定されており、障がい者スポーツへの興味関心が一層高まっています。

また、文化・芸術活動は自立や社会参加を促し、健康で豊かな生活を創造します。毎年度開催されている「障がい者福祉展」は、各事業所、団体の活動発表や展示活動により、障がい者の活動の成果発表の場であるほか、市民の障がいについての理解を深める貴重な機会となっています。

今後も多くの市民が障がいに対する理解を深め、障がいのある人の社会参加が促進されるよう周知啓発の機会を継続していくことが必要です。

【アンケート結果の抜粋】

- ・スポーツ大会や各種教室の開催、参加の支援などが行われ、社会参加につながっている。
- ・障がい者福祉展等、時勢に応じた開催方法が検討され、実施された。
- ・障がいのある子どもがいる親の会への参加を通して、将来への不安を抱える親に寄り添い、何でも話し合える関係作りに取り組んでいる。
- ・事業所内の活動に留まっている傾向がある。
- ・博物館など公共施設利用に関する利用料の割引に関する情報の発信があると良いと思う。

【具体的推進方向】

①社会参加の支援

障がい者及び関係団体の多様なニーズを踏まえた上で、各種教室やイベント等を開催し、より多くの人に参加するよう周知を図り、障がい者の幅広い社会参加を促進していきます。

②スポーツ・文化活動の支援

「北上市スポーツ推進計画」に基づき、障がい者が競技を通して主体的にスポーツの楽しさを体験することができる環境づくりを推進するとともに、障がい者スポーツを正しく理解するための啓発活動と障がい者に配慮した施設のバリアフリー化を進めていきます。

また、「北上市文化芸術推進基本計画」に基づき、障がい者の個性が発揮できるよう、創作活動の支援や発表の場の確保など、多様な文化芸術活動を行うことができる機会の充実を図ります。

多くの市民が障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加が促進されるよう、関係機関や団体と課題を共有し、解決に向けた検討を進めていきます。

施策の基本方向3 療育・リハビリテーションの推進

（1）障がい児や障がいの疑いのある子どもに対する早期発見・早期療育の推進【重点施策】

【現状と課題】

乳幼児健診等の実施により、疾病や障がいの早期発見や早期支援に努めているほか、保育園・幼稚園、保健・福祉・教育等の関係者を対象とした子どもの発達等に関する研修会を開催し、専門性の向上を図っています。

令和5年度から、発達に遅れのある就学前の子どもが、円滑に児童発達支援サービスが受けられるよう、子育て世代包括支援センターと官民の児童発達支援事業所、相談事業所による「北上市こども療育ネットワーク」の運用を開始しました。

また、保育園・幼稚園等における巡回訪問を実施し、園や保護者に対して適切な情報提供に努めていますが、公認心理師の専門職については市外の人材に頼らざるを得ない状況であり、専門職の確保が課題となっています。

さらに、発達障がいを含む特別な支援を要する児童生徒の数は年々増加傾向にあり、相談支援ファイルや就学相談リーフレットについて保護者交流会等で内容を説明し、随時活用を促しています。

相談支援ファイルの所持者は年々増加していますが、引き続き必要な保護者に対して周知を図るとともに、保護者と関係機関が情報共有しやすいツールとなるよう継続的に検討していくことが必要です。

なお、必要に応じて早めに就学相談が実施できるよう関係機関内で情報共有できる体制も整えていく必要があります。

【アンケート結果の抜粋】

- ・乳幼児健診を通して、保健師から保護者、こども療育センターや児童発達支援事業所へのつながりが出来ていると感じる。
- ・「北上市こども療育ネットワーク」の導入により、相談事業所と児童発達支援事業所のネットワーク機能が強化された。
- ・発達障がいを疑う子どもたちが増えている今、療育のできる場所が少ないと思う。
- ・相談支援ファイルなどの活用による支援の横の連携や、引継ぎ等の縦の連携が更に進むとよい。また、園や学校を卒業するときに適切な支援が引き継がれるよう、ファイルの活用が進んでいくとよい。

【具体的推進方向】

①地域における支援体制の充実

「北上市こども療育ネットワーク」により、発達に遅れのある就学前の子どもが円滑に児童発達支援サービスを受けられる体制を維持していきます。障がいの早期発見・早期療育体制を更に充実させ、支援者のスキルアップや連携強化に努めるとともに、必要な保護者に対してペアレントトレーニング等の支援を実施し、不安を抱える保護者等に対して障がいや支援制度についての理解を促進していきます。

また、こども家庭センター（※）や子育て支援コンシェルジュ等と連携し、必要に応じて地域の子育て支援事業等の情報提供や相談・助言等を行います。

※全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として令和3年度から体制を整え運営していました「子育て世代包括支援センター」の名称が、児童福祉法の改正により令和6年度から「こども家庭センター」に変わります。

②障がいの早期発見・早期療育支援の充実

新生児聴覚検査や乳幼児健診、発達相談などの早期発見のための機会を継続実施するとともに、保育園・幼稚園等における巡回訪問に令和6年度から新たに巡回支援専門員を配置し、体制の充実を図ります。

また、相談支援ファイルの活用を促進し、ライフステージ毎に切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図るとともに、相談支援ファイルの利便性を高めるため、必要に応じて自立支援協議会内で相談支援ファイルの内容を検討していきます。

(2) 総合リハビリテーション体制の確保

【現状と課題】

自立訓練（機能訓練）のサービス事業者は市内になく、サービス提供体制に課題を有するものの、市内で自立訓練（生活訓練）のサービス提供が開始されたことで利用者は増加傾向にあります。

【アンケート結果の抜粋】

- ・自立訓練（生活訓練）の利用者数が増加傾向にある。
- ・退院後のリハビリについて、介護事業所等で通所・訪問で対応していただいている。
- ・長いスパンでのリハビリや支援が課題。

【具体的推進方向】

地域におけるリハビリテーション体制の整備

リハビリテーションは、医療に加え、障がいの受容やコミュニケーションの確保、職業能力の回復と職場復帰の調整など、多面的な支援が必要であることから、医療機関、障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所等の関係機関が連携できるような体制の充実を図ります。

また、病院からの退院や施設から退所した障がい者が、身近な地域で必要なサービスを受けられることができるよう、障がい福祉サービス事業所に加え、市内の介護サービス事業者等とも連携し、サービス提供体制の整備を図ります。

施策の基本方向4 ひとにやさしいまちづくりの推進

（1）心のバリアフリーの推進

【現状と課題】

障がい者福祉展や講演会等のイベントを通じて、市民の障がい者理解が深まるよう努めているほか、まちづくり出前講座では、市の担当課のほか、障がい者団体の講座も開設しており、今後も障がい者理解の促進のため、一般市民と障がい者の交流の機会等を継続して設けていくことが必要です。

【アンケート結果の抜粋】

- ・障がい者福祉展は、市民が気軽に足を運びやすいショッピングセンターで開催されて良かった。
- ・国の「心のバリアフリー」教材等を用いた取り組みの機会の創出をしてほしい。

【具体的推進方向】

啓発活動や交流による心のバリアフリーの推進と差別解消

障がい者週間における啓発活動、障がい者福祉展やスポーツ大会等の一般市民と障がい者の交流の機会をもつことで障がい者理解を促進します。

また、平成23年7月に施行された「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」と、平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」に基づき、自立支援協議会内において差別解消支援会議を開催し、障がいを理由とする差別の解消を推進していきます。

（2）住まいやまちのユニバーサルデザイン化の推進

【現状と課題】

令和3年度に、和賀川ふれあい広場西トイレに障がい者用トイレを1か所整備したほか、北上駅前前のバリアフリー化整備や、歩道の段差解消、点字ブロックの設置、オストメイト用「おでかけトイレガイド」の作成など、市内の道路や公園等、公共施設のバリアフリー化整備を計画的に進めており、今後も、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を継続していくとともに、障がい者が利用しやすい施設の情報等について周知していく必要があります。

【アンケート結果の抜粋】

- ・新規に建てられた構造物は配慮されるようになった。
- ・歩道の段差解消や点字ブロックの破損など、迅速に対応して欲しい。
- ・当市は段差が多い街のため、車椅子の方や足が不自由な方への配慮が必要ではないか。

【具体的推進方向】

ユニバーサルデザインの普及啓発と環境整備の推進

障がい者の居住・生活環境において快適な移動や設備利用ができるよう、引き続き住宅改修費助成や公共施設のバリアフリー化を進めるとともに、商業施設等のバリアフリー化の普及促進に努めます。

また、「いわてユニバーサルデザイン電子マップ」の掲載内容の充実にも努めるとともに、必要に応じて紙媒体での提供等、情報提供の手法について検討を行います。

施策の基本方向5 医療体制の充実

（1）障がい者に配慮した医療の提供

【現状と課題】

広報やホームページへ自立支援医療等の制度内容を掲載しているほか、医療機関と連携し、対象者が適切に制度を利用できるよう努めており、引き続き制度の周知と対象者の把握を行っていく必要があります。

【アンケート結果の抜粋】

- ・障がい福祉課、子育て支援課、相談支援事業所、福祉サービス事業所、こども療育センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、病院等関係機関で協議できるような体制が構築されている。
- ・必要な医療・制度につなげられている。
- ・地域の小学校等、発達に関する相談ができる場所がもっと必要である。
- ・受診サポート証など、受診に役立つ情報を時々発信してほしい。

【具体的推進方向】

情報提供及び適切な支援体制整備の推進

障がい者が適切に医療を受けられるよう、身体障がい者健康診査等の独自事業の実施や、更生・育成医療などの制度に関する情報提供に努めます。

また、重度の心身障がい者に対しては、医療費の負担軽減を図る等の関係法令や制度についての周知に努めます。

さらに、北上医師会と連携し、長時間待つことが困難な障がい者（児）の医療機関での待ち時間低減を目的とした「受診サポート証」の発行や、県と県医師会で作成した「みんなの受診サポート手帳」などを普及・活用し、障がい者への合理的配慮についての啓発に努めます。

（2）精神障がい者への適切な医療の提供

【現状と課題】

精神科病院や保健所、相談支援事業所との連携により、精神障がい者への適切な医療の提供に努めていますが、今後も必要とする人に対して自立支援医療制度（精神通院）等の案内を行い、適切な医療を受けることができるような支援体制の維持が必要です。

【アンケート結果の抜粋】

- ・市内の精神科病院への受診、相談員とのやり取り等、相談できる体制が整っている。
- ・使えるサービスが十分でなく、数も少ない。
- ・マンパワーが不足している。

【具体的推進方向】

通院医療と精神科デイケア等医療体制の充実

地域において適切な治療を受けることができるとともに、精神科デイケア等の継続的な支援を受けることができるよう、保健所や相談支援事業所等の関係機関と連携し、自立支援医療制度（精神通院）の案内及び制度の周知を行い、ケースに応じた継続的な支援に取り組みます。

（3）難病患者への適切な医療の提供

【現状と課題】

「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」に基づく難病医療費助成制度の対象疾患が拡大し、加えて障害者総合支援法の対象疾病も拡大されています。県においては、難病相談支援センターを設置して相談支援等を行っているほか、難病情報センターでの情報提供や、難病医療連絡協議会での医療研修会等により支援体制の充実に努めています。

【アンケート結果の抜粋】

- ・ 医療費助成制度や利用できる制度の周知が来ている。
- ・ 対応窓口がどこか分からない方が多い。

【具体的推進方向】

難病に関する支援と情報提供の促進

難病法の施行に伴い難病医療費助成制度の対象疾患が拡大し、また、障害者総合支援法の対象疾患も拡大されていることから、必要とする人に対して適切な医療情報や障がい福祉サービスの提供に努めます。

また、県において、難病相談支援センターを設置して相談支援等を行っているほか、難病情報センターでの情報提供、難病医療費助成制度による医療費の負担軽減、難病医療連絡協議会での医療研修会等により支援体制の充実に努めていることから、県、医療機関、相談機関等との連携を図り、制度周知を進め、必要とする人に対して適切な医療や障がい福祉サービスが提供できるよう努めます。

施策の基本方向6 安全・安心な地域づくり

（１）地域における助け合い活動の支援

【現状と課題】

ふれあいのまちづくり事業における訪問理美容事業や小地域ネットワーク事業、除雪ボランティア活動事業などの各事業を通して、地域における助け合い活動の協力体制の確保に努めています。

しかしながら、ボランティア活動の参加者が高齢化してきており、新たな担い手の確保と活動の定着への支援が課題となっています。

【アンケート結果の抜粋】

- ・請負作業などを通して地域に貢献したり、市主催の活動（花いっぱい運動）にも参加している。
- ・ボランティア講座受講の中高生のボランティアの受け入れを申し出た。
- ・障がい者（児）がいる家庭に、民生委員等の定期訪問しており、情報共有や生活状況の把握が出来ている。
- ・地域で活躍されている方は高齢化している。
- ・今年度は中高生のボランティア希望者がいなかったが、継続していく方針である。

【具体的推進方向】

ふれあいのまちづくり事業の促進

ボランティアの養成と活動のコーディネートや、ボランティア団体や障がい者団体との連携のほか、初めてボランティアをする人に対し、どのように活動していくか等を支援していくことでボランティア活動の促進を図ります。

また、社会福祉協議会、ボランティア団体、障がい者団体、社会福祉法人、企業等との連携により、地域における助け合い活動の促進を図ります。

（２）地域における見守りと防災ネットワークの推進【重点施策】

【現状と課題】

災害が発生した場合、被災者にとって、被害の状況や安全な避難場所などに関する情報が重要となります。市では、各地区交流センター等を第一次避難所に指定し、各避難所に防災備蓄倉庫等を設置するとともに、福祉避難所には市内の総合福祉センター2箇所を指定したほか、福祉施設21箇所と協定を結んでいます。

また、避難行動要支援者名簿を作成・更新していく過程で、福祉避難所の対象になる人の数を把握し、避難スペースや災害時に対応できる職員や車両の確保等、運営に必要なマニュアルの整備を行いました。

さらに、福祉避難所の運営を円滑に行うため、災害協定を締結した企業の協力を得て、医療的ケアや支援が必要な障がい者の避難を想定した避難所開設・運営訓練を実施しました。

なお、災害発生直後は電話回線等の通信手段が制限され、正確な情報伝達が困難な状況も想定されることから、緊急情報の伝達手段として緊急速報メールやラジオ、ホームページ、フェイスブックの活用に加え、ヤフー防災アプリの活用等さまざまな伝達手段の活用を進めており、今後も障がいの特性に合わせた情報提供体制の構築が必要です。

【アンケート結果の抜粋】

- ・ 民生委員等の定期訪問、日常的な見守り等継続的な活動が実施されている。
- ・ 福祉避難所の増設により、避難場所が確保されている。
- ・ 重度障がいや強度行動障がいを有する方の防災対応について、防災組織と連携したシステム構築が必要ではないか。
- ・ 福祉避難所の場所の周知が必要。

【具体的推進方向】

①地域防災ネットワークの形成と情報伝達体制の整備

北上市地域防災計画及び避難支援計画を基本に、自主防災組織や民生委員・児童委員など避難支援等関係者が連携し、障がい者等の現状把握を進め、個別避難支援計画の作成割合を高めることで、災害時の支援・協力体制の整備に努めます。

また、これまで整備してきた防災行政無線による各避難所との連絡手段や広報車両の活用、コミュニティFMやマスコミの協力などによる情報提供等に加え、緊急速報メールやホームページ、フェイスブック、ヤフー防災アプリの活用を促進し、通常の伝達手段だけに頼ることなく複数のルートを確保し、緊急時における円滑な情報共有を図ります。

②医療機関・医療機器業者等との連絡体制の構築

人工透析を受けている人や人工呼吸器を使用している人など、日常的に医療を必要とする人に対して、医療の提供が途切れることがないように、地域の医療機関や医療機器業者など関係機関との連絡体制を強化します。

③要配慮者に対応した避難施設等の充実

大規模な災害が発生した場合には行政機関が十分に機能しない可能性もあります。障がい者自身もそうした不測の事態に備えておくことが必要です。市では、岩手県及び岩手県社会福祉協議会が当事者の意見をもとに作成した「障がいがある方たちの災害対応のてびき」の普及を引き続き進め、自身に必要な災害への備えを整えていくことを勧奨します。福祉施設等との福祉避難所の協定締結先を増やし、配慮が必要な方の避難所の確保を推進していきます。

V 障害福祉計画・障害児福祉計画 （計画の達成状況、数値目標とサービス見込み量）

1 前期計画目標の達成状況

（1）福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設入所者のうち、施設を退所してグループホームやアパート、自宅等での地域生活へ移行する人について目標を設定しています。

福祉施設入所者の地域生活への移行を促進するため、第6期障害福祉計画では令和5年度末における福祉入所者の削減目標を2人、地域生活移行者数を7人としていました。

国の基本指針では、「令和元年度末時点における施設入所者の6%以上が令和5年度末までに地域生活へ移行」とするとともに、施設入所者数については、「令和5年度末時点における施設入所者を、令和元年度末時点から1.6%以上削減」することを基本としています。

また、「第5期障害福祉計画で定めた令和2年度末までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする」としていますが、令和元年度末時点で平成29年度末よりも施設入所者数が増加しており、地域移行希望者も減少傾向にあることから、本市の実情に合わせ、未達成割合を加えず目標値を設定していました。

項目	前期計画策定時の実績	目標	実績見込	備考
地域移行者数	2人	7人	2人	令和3～5年度（見込み）累計
施設入所者数	112人	110人	110人	令和5年度末見込み
削減数	△8人	2人	2人	

【達成状況】

地域移行を希望していた利用者の多くは既に地域移行しており、地域移行に係る新規の希望も少なくなってきたことから、目標には達しない見込みです。

なお、令和5年度末見込みでの施設入所者数は110人となっており、2人の削減目標に対し、令和2年度末時点の施設入所者数から2人減少の見込みです。

（2）地域生活支援拠点等の整備

障がい者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等について目標を設定していました。

国の指針で示された「令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする（設置に向けた検討も含む）。」という目標に合わせ、令和5年度末における地域生活支援拠点等の整備を1箇所としていました。

また、検証及び検討の回数は、引き続き自立支援協議会のくらし支援部会において検討を実施することとし、各年度1回としていました。

項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績見込
地域生活支援拠点等の整備	0	0	0	0	1	0
検証及び検討の回数	1回	1回	1回	4回	1回	4回

【達成状況】

障がい者（児）の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域における居住支援を支える5つの機能（①相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくり）を備えたサービス提供体制を構築する「地域生活支援拠点等」の設置に向けて、障がい者を取り巻く地域課題等について協議を行う自立支援協議会において、複数年に渡り検討を重ねてきました。

地域生活支援拠点等の整備について、主要な機能を担うことが想定される関係機関を中心に、具体的な拠点の設置、体制について協議してきましたが、令和5年度末には未整備となる見込みです。

検証及び検討の回数については、令和3年度が1回、令和4年度が4回、令和5年度の見込みが4回であり、目標を上回っています。

（3）福祉施設の利用から一般就労への移行等

障がい者の一般就労を促進するため、第6期障害福祉計画では、国の基本指針で示された「就労移行支援事業等を通じて令和5年度中に一般就労に移行する者を、令和元年度移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。」という目標に合わせて、令和5年度の就労移行者数を13人としていました。

また、「第5期障害福祉計画で定めた令和2年度末までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は未達成割合を令和5年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。」としていますが、新型コロナウイルス感染症等の経済状況への影響等を考慮し、各項目に未達成割合を加えず目標値を設定していました。

さらに、「就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上」としていますが、本市の就労定着支援事業所が現状で2事業所であることから、市全体の事業所数に応じた目標値を設定していました。

項目	令和元年度 実績（A）	令和5年度 目標	令和5年度 実績見込	備考
一般就労移行者数	9人	13人	11人	・国の指針：(A) × 1.27 = 11.43 ≒ 12人 ・各項目合計（13人）を目標 値とする。
うち就労移行支援事 業の利用者数	0人	1人	6人	・国の指針：(A) × 1.3 = 0人
うち就労継続支援A 型の利用者数	3人	4人	1人	・国の指針：(A) × 1.26 = 3.78 ≒ 4人
うち就労継続支援B 型の利用者数	6人	8人	4人	・国の指針：(A) × 1.23 = 7.38 ≒ 8人
就労定着支援事業を利用して一般就労した利 用者の割合		70%	57%	・国の指針：一般就労移行者 数のうち7割が就労定着支 援を利用
就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の 割合		50%	100%	・就労定着支援2事業所のう ち1箇所と見込む

【達成状況】

就労移行支援事業の利用者で一般就労移行者の人数及び就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合は目標を達成する見込みです。

しかし、就労継続支援A型及びB型の利用者で一般就労移行者の人数及び就労定着支援事業を利用して一般就労した利用者の割合は目標を達成できない見込みです。

新型コロナウイルス感染症等の影響により、企業の見学や実習、相談会が行えなかった時期もあり、就職活動を十分に行えなかったことが考えられます。

（４）児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築及び障がい児の地域社会への参加等を推進するため、第2期障害児福祉計画では、国の基本指針で示された「令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。」の目標に合わせて、児童発達支援センターの設置を1箇所としていました。

なお、保育所等訪問支援の充実については、国の基本指針で、「令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。」の目標に合わせて、保育所等訪問支援の実施を1箇所と設定していました。

項目	令和5年度目標	令和5年度実績見込
児童発達支援センターの設置	1箇所	1箇所
保育所等訪問支援の実施	1箇所	4箇所

【達成状況】

イーハトーブ養育センター（花巻市）を中核として、圏域で児童発達支援等のサービス提供を行い、他の障がい児通所支援施設等との連携を図ってきました。

なお、保育所等訪問支援を実施する事業所数は増加しており、令和5年度末の実績見込みは4箇所となっています。

（５）主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、第2期障害児福祉計画では、国の基本指針で示された「令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1箇所以上確保すること」を踏まえ、令和5年度末までに、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1箇所設置することを目標にしていました。

項目	令和5年度目標	令和5年度実績見込
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	1箇所	2箇所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	1箇所	2箇所

【達成状況】

イーハトーブ養育センター（花巻市）を中核にしつつ、より身近な地域で支援を受けられるよう、自立支援協議会や県と意見交換をしながら整備に向けた検討を進めてきましたが、市内に主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が1箇所設置され、2箇所になりました。

(6) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児が心身の状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の適切な支援を受けられ、学齢期から成人期に円滑に支援が引き継がれるよう、国の基本指針で示された「令和5年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等関係機関による協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。」を踏まえ、目標を設定していました。

項目	令和5年度目標	令和5年度実績見込
保健、医療、障害福祉、保育、教育等関係機関による協議の場の設置	設置（継続）	設置（継続）
医療的ケア児等に関するコーディネーター	3人	4人

【達成状況】

北上市自立支援協議会こども支援部会の「重症心身障害児（者）支援体制検討ワーキング」において、関係機関と必要な支援体制等について協議を継続しています。

また、県が実施する医療的ケア児に対する支援を調整するコーディネーター養成研修等への積極的な参加を促し、各相談支援事業所においてコーディネーターを4人配置しました。

(7) 相談支援体制の充実・強化等（総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の確保）

相談支援体制の充実・強化のため、「総合的・専門的な相談支援」及び「地域の相談支援体制の強化」について、国の基本指針で示された「令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。」を踏まえ、目標を設定していました。

項目		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績見込
総合的・専門的な相談支援		無	無	無	無	有	無
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	12回	12回	12回	12回	12回	12回
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	2回	5回	2回	2回	2回	2回
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12回	12回	12回	12回	12回	12回

【達成状況】

市内各相談支援事業所が参加する「相談支援事業所連絡会議」を活用し、各事業所同士の情報交換や困難ケース等への協力体制の構築を促進してきました。

地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数及び地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数について、いずれも目標を達成しています。

（8）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービスの質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築について、国の基本指針で示された「令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。」を踏まえ、目標を設定しました。

項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績見込
障がい福祉サービス等に係る各種研修の参加人数	1人	1人	1人	1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の有無と実施回数	無	無	無	無	有	有
	0	0	0	0	1	1

【達成状況】

障害者総合支援法の基本理念や具体的内容を理解し、障がい福祉サービス等の利用状況を把握するために、障がい福祉サービス等に係る各種研修に、毎年度、市職員が参加しました。

また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析して、その結果を活用し、障がい福祉サービスの請求に係る主な審査結果エラーについて、事業所と共有しました。

2 障がい福祉サービス等の利用の現状

（1）障がい福祉サービスの利用の現状

第6期障害福祉計画における障がい福祉サービスの利用見込みについては、訪問系サービスは平成30年度から令和2年度までの見込み数値の傾向と、福祉施設や精神病院からの地域移行見込み者数等を勘案し推計していました。

日中活動系サービス・居住系サービス及び相談支援については、平成30年度から令和2年度までの見込み数値の傾向と、サービス事業者へのアンケートや障がい者団体等からの聞き取りのほか、福祉施設や病院からの地域移行見込み者数、特別支援学校の卒業見込み者数等を勘案し推計していました。

発達障がい者等に対する支援については、関係団体からの聞き取りにより、見込み者数を勘案し、推計していました。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、平成30年度から令和2年度までの見込み数値の傾向により、見込み数値を推計していました。

それぞれのサービスの令和3年度から令和5年度までの見込みと実績については次のとおりです。なお、数値は1か月平均となります。

①訪問系サービス

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
居宅介護	時間	1,466	1,443	1,445	1,866	1,438	2,275
	人	78	106	77	79	77	104
重度訪問介護	時間	25	0	29	1	32	17
	人	1	0	1	1	1	1
同行援護	時間	139	126	160	151	170	168
	人	10	10	10	10	10	12
行動援護	時間	30	0	30	0	30	0
	人	1	0	1	0	1	0
重度障害者等 包括支援	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0

②日中活動系サービス

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
生活介護	人日分	3,338	3,586	3,389	3,603	3,420	3,790
	人	189	202	191	191	193	206
自立訓練 （機能訓練）	人日分	11	25	11	5	11	0
	人	1	2	1	1	1	0
自立訓練 （生活訓練）	人日分	224	161	227	297	228	469
	人	17	12	17	19	18	28

V 障害福祉計画・障害児福祉計画（計画の達成状況、数値目標とサービス見込み量）

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
就労移行支援	人日分	338	399	355	248	371	339
	人	21	24	22	15	23	18
就労継続支援 A 型	人日分	418	302	438	374	458	426
	人	21	19	22	20	23	21
就労継続支援 B 型	人日分	4,915	4,787	5,004	5,084	5,093	5,574
	人	276	270	281	279	286	298
就労定着支援	人	10	9	10	15	10	14
療養介護	人	17	16	17	15	17	15
短期入所（福祉型）	人日分	129	108	136	80	142	73
	人	20	16	21	12	22	12
短期入所（医療型）	人日分	2	0	2	0	2	0
	人	1	0	1	0	1	0

（※「人日分」＝「月間利用人数」×「一人一月当たりの平均利用日数」）

③居住系サービス

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
自立生活援助	人	1	0	1	0	1	0
共同生活援助（グループホーム）	人	91	118	92	100	93	107
施設入所支援	人	113	114	112	110	110	113
地域生活拠点等	設置箇所数	0	0	0	0	1	0
	検討実施回数	1	1	1	4	1	4

④相談支援

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
計画相談支援	人	145	145	150	151	153	157
地域移行支援	人	1	0	1	1	1	1
地域定着支援	人	1	0	1	0	1	0

【達成状況】

訪問系サービスについては、利用者数は横ばいの状況ではありますが、時間数が増加傾向にあり、障がい者の高齢化により介護保険サービスとの併用が増加傾向にあります。

日中活動系サービスについては、生活介護や、自立訓練（生活訓練）、就労継続支援A型、就労継続支援B型などで利用者数が増加傾向にあり、今後、新規利用者や支援学校卒業生の受け皿となるサービス量の確保が必要になる見込みです。

居住系サービスについては、グループホーム及び施設入所支援の利用者数は横ばいですが、「親亡き後」を見据えた利用希望の増加なども見込まれます。

障がい者の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え、地域における居住支援を支える5つの機能（①相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくり）を備えたサービス提供体制を構築する「地域生活支援拠点等」の設置に向け、障がい者を取り巻く地域課題等について協議を行う「北上市自立支援協議会」において、複数年に渡り検討を重ねてきました。

相談支援については、計画相談支援の利用者数も増加していることから、今後も増加傾向となる見込みです。

⑤発達障がい者等に対する支援

項目	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人 (のべ)	50	2	50	4	50	43
ペアレントメンターの人数	人	2	1	2	1	3	1
ピアサポートの活動への参加人数	人	0	0	1	0	2	0

【達成状況】

こども療育センターで実施している「ペアレントトレーニング」は、保護者等が子どもの障がい特性を理解し、必要な知識や適切な対応ができるよう、専門の講師を招き、内容を充実させました。令和3年度、4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、受講者数は見込みを達成できませんでした。令和5年度は、市内の障がい児通所事業所においても「ペアレントトレーニング」が実施されたため、実績見込み人数が令和3年度、4年度に比べて増加しています。

自らも発達障害のある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親である「ペアレントメンター」は市内に1人います。新型コロナウイルス感染症の影響でペアレントメンター養成講座が実施できなかったため、見込みを達成できませんでした。

また、ピアサポート活動についても実施ができなかったことから、見込みを達成できませんでした。

⑥精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	5	3	5	3	5	3
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	18	18	18	18	18	19
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	2	5	2	2	2	3
精神障害者の地域移行支援	人	0	1	0	0	0	0
精神障害者の地域定着支援	人	0	0	0	0	0	0
精神障害者の共同生活援助	人	19	23	20	26	21	31
精神障害者の自立生活援助	人	0	0	0	0	0	0

【達成状況】

自立支援協議会くらし支援部会において、保健、医療及び福祉関係者等による協議を継続して実施してきました。

精神障害者の共同生活援助の利用者は、増加傾向にあります。

（2）障がい児福祉サービスの利用の現状

第2期障害児福祉計画における障がい児通所支援等の利用見込みについては、平成30年度から令和2年度までの見込み数値の傾向と、サービス事業者へのアンケートや障がい者団体等からの聞き取りのほか、特別支援学校・学級の在籍者数等を勘案し推計していました。

それぞれのサービスの令和3年度から令和5年度までの見込みと実績については次のとおりです。なお、数値は1か月平均となります。

①障がい児通所支援

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
児童発達支援	人日分	546	637	552	728	540	741
	人	91	127	92	139	90	130
医療型児童発達支援	人日分	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人日分	1,895	2,297	1,956	2,303	2,005	2,933
	人	155	247	160	269	164	325
保育所等訪問支援	人日分	1	1	1	6	2	4
	人	1	1	1	4	2	3
居宅訪問型児童発達支援	人日分	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0

（※「人日分」＝「月間利用人数」×「一人一月当たりの平均利用日数」）

②障がい児相談支援

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
障害児相談支援	人	53	66	54	66	55	79

【達成状況】

障がい児通所支援の一人一月当たりの平均利用日数は増加傾向です。事業所数も増加していますが、空きのない事業所も増えており、複数の事業所を利用する児童も増加傾向にあります。

(3) 地域生活支援事業の利用の現状

第6期障害福祉計画における地域生活支援事業の実施内容と利用見込みについては、平成30年度から令和2年度までの見込み数値の傾向と、サービス事業者へのアンケートや障がい者団体等からの聞き取り等を勘案し、推計していました。

令和3年度から令和5年度までの見込みと実績については次のとおりです。

事業名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
1 理解促進研修・啓発事業							
研修等開催	開催数	2	2	2	2	2	2
	参加者数	150	168	150	184	150	150
障がい者福祉展	開催数	1	1	1	1	1	1
	参加者数	180	989	180	1,738	180	2,598
2 自発的活動支援事業							
ピアサポートセンター・ いこいの場設置事業	延べ利用者数	480	50	475	190	542	282
3 障害者相談支援事業							
	箇所数	5	6	5	7	5	8
基幹相談支援センター	箇所数	0	0	0	0	0	0
相談支援機能強化	箇所数	3	3	3	3	3	3
住宅入居等支援	箇所数	3	3	3	3	3	3
4 成年後見制度利用支援事業							
成年後見制度利用支援	利用者数	1	0	1	0	1	4
成年後見制度法人後 見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
5 意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆 記者派遣事業	派遣回数	160	207	180	165	200	200
	利用者数	23	23	23	21	23	23
手話通訳者設置事業	人数	1	1	1	1	1	1
6 日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	件数	5	1	5	4	5	4
自立生活支援用具	件数	8	6	8	9	8	12
在宅療養等支援用具	件数	17	18	17	12	17	9
情報・意思疎通支援用 具	件数	30	52	30	24	30	28
排せつ管理支援用具	件数	2,220	1,991	2,340	2,069	2,460	2,508
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件数	7	4	7	2	7	2
7 手話奉仕員養成研 修事業							
	修了者数	20	11	20	6	20	19
	新規登録者数	1	1	1	0	1	1

V 障害福祉計画・障害児福祉計画（計画の達成状況、数値目標とサービス見込み量）

事業名	単位		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
8 移動支援事業	利用者数		10	11	10	12	10	21
	利用時間数		600	570.5	600	423.5	600	485
9 地域活動支援センター事業（基礎）	市内	箇所数	3	3	3	3	3	3
		利用者数	110	104	110	78	110	93
	市外	箇所数	5	2	5	2	5	2
		利用者数	7	3	7	3	7	4
10 日中一時支援事業	箇所数		10	10	10	12	10	11
	利用者数		73	85	76	64	79	70
11 訪問入浴サービス事業	箇所数		1	2	1	2	1	3
	利用者数		7	8	7	7	7	7
12 点字・声の広報等発行	利用者数		23	18	23	17	23	17
	利用施設数		3	3	3	3	3	3
13 レクリエーション活動等支援	開催数		1	中止	1	中止	1	1
	参加者数		200	中止	200	中止	200	200
14 生活訓練等								
視覚障がい者生活訓練教室	開催数		2	中止	2	中止	2	中止
	延べ利用者数		10	中止	10	中止	10	中止
聴覚障がい者日曜教室	開催数		1	1	1	1	1	1
	延べ利用者数		13	18	13	13	13	13
聴覚障がい者等生活訓練講座	開催数		9	9	9	9	9	9
	延べ利用者数		120	105	120	137	120	120
精神障がい者生活訓練	開催数		84	10	135	53	135	120
	延べ利用者数		204	27	289	119	374	424
15 自動車運転免許取得・改造助成	利用者数		4	5	4	2	4	4

【達成状況】

障がい者福祉展の参加者数は、会場の変更や内容の充実により、年々増加しています。

日常生活用具給付等事業の排せつ管理支援用具の給付実績が増加傾向にあります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度及び4年度は、レクリエーション活動や視覚障がい者生活訓練教室を開催できませんでした。

3 後期計画の目標

（1）福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設入所者のうち、施設を退所してグループホームやアパート、自宅等での地域生活へ移行する人について目標を設定します。

●国の基本指針

- 令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が、令和8年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

【目標値の設定】

項目	数値	備考
令和4年度末入所者数（A）	107人	
令和8年度末入所者数（B）	104人	令和5年度施設入所者数見込 110名…（a） （a）－6人（令和8年度までの削減数）＝104名
【目標値】 令和8年度末までの削減数	6人	令和8年度末までの削減割合 （A）×5%＝5.35≒6人
【目標値】 令和8年度末までの地域生活移行者	7人	令和8年度末までの移行割合 （A）×6%＝6.42≒7人
目標値の考え方	<p>国の基本指針では、「令和4年度末時点における施設入所者の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行」するとともに、施設入所者数については、「令和8年度末時点における施設入所者を、令和4年度末時点から5%以上削減」することを基本としています。</p> <p>また、「第6期障害福祉計画で定めた令和5年度末までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は未達成割合を令和8年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする」としていますが、地域移行希望者も減少傾向にあることから、本市の実情に合った数値目標とするため、未達成割合を加えない目標値としています。</p>	

【今後の取り組み】

県が実施している地域移行希望等調査を基に、自立支援協議会や関係機関と連携して、福祉施設入所者の地域生活移行に関する意向について確認し、適切に意思決定支援を行います。

地域移行を希望している本人や家族とは、必要に応じて面談や相談支援事業所等を含めたケア会議を開催し、施設入所者本人が地域移行する上で必要な支援等について検討していきます。

また、地域移行に必要なグループホーム等の居住の場及び日中活動の場の確保については、ニーズを把握したうえで自立支援協議会と連携し、サービス提供体制の整備・促進を図ります。

（2）地域生活支援拠点等の整備について

障がい者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等について目標を設定します。

●国の基本指針

- 令和8年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

【目標値の設定】

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援	設置箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
拠点等の整備	事業所数	5事業所	5事業所	5事業所
運用状況の検証及び検討の回数		1回	1回	1回
地域生活支援拠点等におけるコーディネーターの配置人数		1人	1人	1人
目標値の考え方		国の指針を踏まえ、設置数、引き続き自立支援協議会のくらし支援部会において検討を実施することとし、目標として令和8年度までに1箇所と設定します。		

【今後の取り組み】

地域生活支援拠点等に求められる「相談」「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」といった機能の確保・発揮に向けた体制について、自立支援協議会と検討を重ねてきましたが、令和6年度から稼働する見込みです。

（3）福祉施設の利用から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等のサービスを通じて、一般就労へ移行する人について目標を設定します。

●国の基本指針

- 就労移行支援事業等を通じて令和8年度中に一般就労に移行する者を、令和3年度移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。この際、下記事業についてもそれぞれ目標値を設定。

「就労移行支援」…令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上。

「就労継続支援A型」…令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上。

「就労継続支援B型」…令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上。

- 就労定着支援事業については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすること。
- 就労定着支援事業のうち、就労定着率が7割以上の事業を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

※令和5年度末において数値目標が達成されないと見込まれる場合、未達成割合を令和8年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

【目標値の設定】

項目	令和3年度 実績 (A)	令和8年度 目標	備考
一般就労移行者数	14人	19人	<ul style="list-style-type: none"> • 国の指針：$(A) \times 1.28 = 17.92$ ≒18人 • 各項目合計（19人）を目標値とする。
うち就労移行支援事業の利用者数	13人	17人	<ul style="list-style-type: none"> • 国の指針：$(A) \times 1.31 = 17.03$
うち就労継続支援A型の利用者数	0人	1人	<ul style="list-style-type: none"> • 国の指針：$(A) \times 1.29 = 0$人
うち就労継続支援B型の利用者数	1人	1人	<ul style="list-style-type: none"> • 国の指針：$(A) \times 1.28 = 1.28$
就労定着支援事業の利用者数	8人	12人	<ul style="list-style-type: none"> • 国の指針：$(A) \times 1.41 = 11.28$ ≒12人
就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合		50%	<ul style="list-style-type: none"> • 就労定着支援2事業所のうち1事業所を見込む
目標値の考え方	<p>国の基本指針では、「就労移行支援事業等を通じて令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を、令和3年度実績の一般就労への移行実績の1.28倍以上」とすることを基本としています。</p> <p>また、「第6期障害福祉計画で定めた令和5年度末までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は未達成割合を令和8年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。」としていますが、本市の実情に合った数値目標とするため、未達成割合を加えず目標値を設定します。さらに、「就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上」としてありますが、当市の就労定着支援事業所が現状で2事業所であることから、市全体の事業所数に基づいた目標値を設定します。</p>		

【今後の取り組み】

障がい者雇用・就労を促進するためには、事業主の理解と意欲が不可欠です。自立支援協議会を中心に、ハローワークや障がい者就業・生活支援センターをはじめとする関係機関と連携を強化し、制度の情報提供や実例紹介等により企業へ働きかけていきます。

また、就労移行支援事業や就労継続支援等の福祉サービスにより、障がい者の就労の機会を提供するとともに、一般就労に向けて必要な知識や能力の向上のための訓練を実施していきます。

さらに、就職後の職場定着等のアフターフォローを充実させるため、就労定着支援のサービス提供体制を整えていきます。

（４）児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため及び障がい児の地域社会への参加等を推進するため、児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実について目標を設定します。

●国の基本指針

- ・令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ・令和8年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ・令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

【目標値の設定】

項目	令和8年度目標
児童発達支援センターの設置	1箇所
保育所等訪問支援の実施	4箇所

【今後の取り組み】

イーハートブ養育センター（花巻市）を中核として、児童発達支援や保育所等訪問支援のサービス提供を行い、他の障がい児通所支援施設等との緊密な連携を図り、支援体制を強化していきます。

また、北上市立こども療育センターに令和6年度から公認心理師を配置し、関係機関との連携を図り、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築していきます。

（５）主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置について目標を設定します。

●国の基本指針

- ・令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。

【目標値の設定】

項目	令和8年度目標
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	2箇所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	2箇所

【今後の取り組み】

イーハトーブ養育センター（花巻市）を中核にしつつ、より身近な地域で支援が受けられるよう、自立支援協議会や県と意見交換をしながら整備に向けた検討を進めてきた結果、令和5年度、市内に主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が1箇所設置されましたので、障がいの程度に寄り添ったサービスを提供できるよう連携していきます。

（6）医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児が心身の状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の適切な支援を受けられ、学齢期から成人期に円滑に支援が引き継がれるよう目標を設定します。

●国の基本指針

- 令和8年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等関係機関による協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での圏域での設置であっても差し支えない。

【目標値の設定】

項目	令和8年度目標
保健、医療、障害福祉、保育、教育等関係機関による協議の場の設置	設置（継続）
医療的ケア児等に関するコーディネーター	4人

【今後の取り組み】

北上市自立支援協議会こども支援部会の「重症心身障害児（者）支援体制検討ワーキング」において、関係機関と必要とされる支援体制等について協議を継続していきます。

岩手県医療的ケア児支援センター、イーハトーブ養育センター、市内の医療機関を含む関係機関が相互に連携し、医療的ケア児へのサービス提供体制について検討を進めていきます。

また、県が実施する医療的ケア児に対する支援を調整するコーディネーター養成研修等への積極的な参加を促し、各相談支援事業所や医療機関等におけるコーディネーターの配置を促進します。

（7）相談支援体制の充実・強化等（総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の確保）

相談支援体制の充実・強化のため、「総合的・専門的な相談支援」及び「地域の相談支援体制の強化」について目標を設定します。

- 国の基本指針
- ・令和8年度までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
 - ・協議会において、個別の事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

【目標値の設定】

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置		無	有	有
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数		0人	1人	1人
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	12回	12回	12回
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	2回	2回	2回
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12回	12回	12回
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	3回	3回	3回
	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討参加事業者数	49人	49人	49人
	協議会の専門部会の設置数	2部会	2部会	2部会
	協議会の専門部会の実施回数	6回	6回	6回

【今後の取り組み】

地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務を実施する「基幹相談支援センター」について、令和7年度からの設置を目指し、協議を進めていきます。

市内各相談支援事業所が参加する「相談支援事業所連絡会議」を活用し、各事業所同士の情報交換や困難ケース等への協力体制の構築を促進するとともに、介護保険のケアマネジャー、医療機関関係者等が参加する多職種による事例検討会等の機会を積極的に活用し、相談支援に関わる人材のスキルアップとネットワーク体制の強化を進め、ライフステージを通じた相談支援体制の充実及び困難事例等への対応強化を進めていきます。

また、各相談支援事業所がこれまで培ってきた経験値や地域の社会資源のネットワーク機能を最大限に活用し、市と各種サービス事業所の連携強化を図りながら、地域生活拠点等の機能の充足を図っていきます。

さらに、自立支援協議会のこども支援部会、くらし支援部会において、個別の事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を継続していきます。

（8）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービスの質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築について目標を設定します。

●国の基本指針

- ・令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

【目標値の設定】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修の参加人数	1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の有無と実施回数	有	有	有
	1回	1回	1回

【今後の取り組み】

多様化したサービスに加え、多くの事業者が障がい福祉サービス分野に参入している中で、障害者総合支援法の基本理念や具体的内容を理解し、障がい福祉サービス等の利用状況を把握するために、積極的に障がい福祉サービス等に係る各種研修に市職員が参加し、利用者が真に必要な障がい福祉サービス等の提供体制について検証していきます。

また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、障がい福祉サービスの請求に係る主なエラーについて共有します。

4 障がい福祉サービス等の見込み量とサービス確保のための方策

（1）障がい福祉サービスの見込み量とサービス確保のための方策

第7期障害福祉計画における障がい福祉サービスの利用見込み量については、訪問系サービスは令和3年度から令和5年度までの実績値をもとに一人当たりの平均利用時間数を算出し、令和3年度から令和5年度見込みまでの数値の傾向と、福祉施設や精神病院からの地域移行見込み者数等を勘案し推計しました。

日中活動系・居住系サービス及び相談支援については、令和3年度から令和5年度見込みまでの数値の傾向と、サービス事業者へのアンケートや障がい者団体等からの聞き取りのほか、福祉施設や精神病院からの地域移行見込み者数、特別支援学校の卒業見込み者数等を勘案し推計しました。

発達障がい者等に対する支援については、令和3年度から令和5年度見込みまでの数値の傾向と、関係団体からの聞き取りにより、見込み者数を勘案し、推計しました。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、令和3年度から令和5年度見込みまでの数値の傾向により、見込み者数を勘案し、推計しました。

それぞれのサービスに係る令和6年度から令和8年度までの見込み量は次のとおりです。なお、数値は1か月平均となります。

①訪問系サービス

[サービス見込量]

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		見込	見込	見込
居宅介護	時間	2,552	2,829	3,106
	人	107	110	113
重度訪問介護	時間	6	6	6
	人	1	1	1
同行援護	時間	182	196	210
	人	13	14	15
行動援護	時間	30	30	30
	人	1	1	1
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0
	人	0	0	0

【サービス確保のための方策】

- ・重度障がい者や行動障がいのある障がい者等へのサービス提供体制について、需要を把握しながらサービス提供事業者や相談支援事業所と協議を行い、サービスの拡充に努めます。
- ・適切なサービスが受けられるよう、障がい者の意向把握と制度周知に努めます。また、サービス提供事業者に対し、更なるサービスの質の向上を図るよう働きかけていきます。

- ・高齢の障がい者が介護保険サービスへ移行するケースや、介護保険と障がい福祉サービスを併用する際に、サービス提供事業者や相談支援事業所と連携し、円滑なサービス利用ができるよう協力体制の構築を進めていきます。

②日中活動系サービス

[サービス見込量]

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		見込	見込	見込
生活介護	人日分	3,858	3,926	3,994
	人	207	208	209
重度障がい者数の把握の有無		有	有	有
うち強度行動障害を有する者の数	人	55	60	65
自立訓練（機能訓練）	人日分	10	10	10
	人	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	人日分	571	673	775
	人	33	38	43
就労選択支援	人日分	0	10	20
	人	0	1	2
就労移行支援	人日分	319	320	321
	人	19	20	21
就労継続支援A型	人日分	467	508	549
	人	21	22	23
就労継続支援B型	人日分	5,836	6,098	6,360
	人	307	316	325
就労定着支援	人	13	14	15
療養介護	人	15	15	15
短期入所（福祉型）	人日分	87	92	97
	人	13	14	15
重度障がい者数の把握の有無		有	有	有
うち強度行動障害を有する者の数	人	3	3	3
短期入所（医療型）	人日分	2	2	2
	人	1	1	1
重度障がい者数の把握の有無		有	有	有
うち強度行動障害を有する者の数	人	0	0	0

（※「人日分」＝「月間利用人数」×「一人一月当たりの平均利用日数」）

【サービス確保のための方策】

- ・就労移行支援、就労継続支援、生活介護及び短期入所等について、サービス増加需要に対応できるよう、障がい福祉サービス事業者、介護保険事業者及び医療機関に働きかけ、市内におけるサービスの創出に努めます。また、既存事業所における受け入れ体制の充実に向けて働きかけていきます。
- ・ハローワークや障がい者就業・生活支援センターをはじめとする関係機関との連携を図り、障がい者の一般就労促進に向けて支援を行います。また、就労定着支援については、利用者ニーズを把握した上で、既存事業所と連携して、サービス提供体制を整えていきます。
- ・施設入所者や退院可能な精神障がい者の地域移行に向けて、自立支援協議会で日中活動の場の確保等の調整を協議していきます。

③居住系サービス

[サービス見込量]

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		見込	見込	見込
自立生活援助	人	1	1	1
共同生活援助（グループホーム）	人	108	109	110
重度障がい者数の把握の有無		有	有	有
うち強度行動障害を有する者の数	人	1	1	1
施設入所支援	人	110	109	108

【サービス確保のための方策】

- ・グループホームなどの居住の場を確保するべく、自立支援協議会を中心にサービス創出について協議・調整し、夜間支援体制等のサービス内容の充足についても検討を進めていきます。
- ・地域住民の障がい理解が深まるよう、引き続き周知に努めます。
- ・自立生活援助については、相談支援事業所と連携して利用者ニーズを把握し、サービス提供体制を整えていきます。

④相談支援

[サービス見込量]

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		見込	見込	見込
計画相談支援	人	151	155	159
地域移行支援	人	1	1	1
地域定着支援	人	1	1	1

【サービス確保のための方策】

- ・障がい者や介護者の身近な場所での相談や訪問等の方法によって、障がい者の自立支援のための情報提供やサービス利用の調整等を総合的に提供していきます。
- ・障がい福祉サービス利用者の抱える問題の解決や、必要なサービス利用に向けて、適切な計画が作成されるよう支援を行います。
- ・施設や病院に入所又は入院している障がい者に対して、地域移行に係る支援を目的とした地域移行支援や地域定着支援を活用し、地域生活への移行が円滑に行われるよう支援を行います。

⑤発達障がい者等に対する支援

[見込量]

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		見込	見込	見込
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人 (のべ)	10	12	14
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	人	2	2	2
ペアレントメンターの人数	人	2	2	2
ピアサポートの活動への参加人数	人	1	1	1

【サービス確保のための方策】

- ・こども療育センターで実施している「ペアレントトレーニング」を継続実施し、保護者等が子どもの障がい特性を理解し、必要な知識の習得や適切な対応ができるよう支援体制を確保します。
- ・本人や家族同士の支援を推進するため、ペアレントメンターやピアサポーターの育成について実施体制の検討を進めていきます。

⑥精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

[見込量]

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		見込	見込	見込
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	3	3	3
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	18	18	18
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	2	2	2
精神障害者の地域移行支援	人	1	1	1
精神障害者の地域定着支援	人	1	1	1
精神障害者の共同生活援助	人	27	29	31
精神障害者の自立生活援助	人	1	1	1
精神障害者の自立訓練（生活訓練）	人	13	13	13

【サービス確保のための方策】

- ・自立支援協議会くらし支援部会において、保健、医療及び福祉関係者等による協議を継続して実施し、精神障がい者が地域の一員として自分らしい暮らしをすることができるよう、サービスの提供体制を含めた包括的な支援体制を構築していきます。

（２）障がい児福祉サービスの見込み量とサービス確保のための方策

第3期障害児福祉計画における障がい児通所支援等の利用見込み量については、令和3年度から令和5年度見込みまでの数値の傾向と、サービス事業者へのアンケートや障がい者団体等からの聞き取りのほか、特別支援学校・学級の在籍者数等を勘案し推計しました。

それぞれのサービスに係る令和6年度から令和8年度までの見込み量は次のとおりです。なお、数値は1か月平均となります。

①障がい児通所支援

[サービス見込量]

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		見込	見込	見込
児童発達支援	人日分	785	819	853
	人	132	133	134
放課後等デイサービス	人日分	3,145	3,357	3,569
	人	351	377	403
保育所等訪問支援	人日分	4	5	6
	人	3	4	5
居宅訪問型児童発達支援	人日分	0	0	0
	人	0	0	0

（※「人日分」＝「月間利用人数」×「一人一月当たりの平均利用日数」）

【サービス確保のための方策】

- ・サービス需要の増加に対応するため、既存事業所の受け入れ体制の充実等、自立支援協議会を中心に協議・調整していきます。
- ・こども療育センターを中心に関係機関が連携を図りながら、障がいや発達の遅れのある子どもの早期療育に努め、必要な人に必要なサービスを提供するため、制度の周知に努めます。

②障がい児相談支援

[サービス見込量]

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		見込	見込	見込
障害児相談支援	人	83	87	91

【サービス確保のための方策】

- ・障がい児や保護者の身近な場所での相談や訪問等によって、障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに対応した情報提供やサービス利用の調整等を総合的に提供していきます。

（3）地域生活支援事業の実施内容及び見込み量とサービス確保のための方策

第7期障害福祉計画における地域生活支援事業の実施内容と利用見込み量については、令和3年度から令和5年度見込みまでの数値の傾向と、サービス事業者へのアンケートや障がい者団体等からの聞き取り等を勘案し推計しました。

令和6年度から令和8年度までの実施内容と見込み量は次のとおりです。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		見込	見込	見込
1 理解促進研修・啓発事業				
研修等開催	開催数	2	2	2
	参加者数	167	167	167
障がい者福祉展	開催数	1	1	1
	参加者数	2,600	2,600	2,600
2 自発的活動支援事業				
ピアサポートセンター・いこいの場設置事業	延べ利用者数	174	174	174
3 障害者相談支援事業				
	箇所数	8	8	8
基幹相談支援センター	箇所数	0	1	1
相談支援機能強化	箇所数	3	3	3
住宅入居等支援	箇所数	3	3	3
4 成年後見制度利用支援事業				
成年後見制度利用支援	利用者数	2	2	2
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有
5 意思疎通支援事業				
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	派遣回数	190	195	200
	利用者数	22	23	24
手話通訳者設置事業	人数	1	1	1
6 日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	件数	3	4	5
自立生活支援用具	件数	9	11	13
在宅療養等支援用具	件数	13	13	13
情報・意思疎通支援用具	件数	35	35	35
排せつ管理支援用具	件数	2,680	2,852	3,024
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件数	3	3	3
7 手話奉仕員養成研修事業				
	修了者数	12	12	12
	新規登録者数	1	1	1
8 移動支援事業				
	利用者数	20	20	20
	利用時間数	500	500	500

事業名		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
			見込	見込	見込	
9	地域活動支援センター事業 （基礎）	市内	箇所数	3	3	3
			利用者数	92	93	94
		市外	箇所数	2	2	2
			利用者数	4	4	4
10	日中一時支援事業		箇所数	11	11	11
			利用者数	73	74	75
11	訪問入浴サービス事業		箇所数	3	3	3
			利用者数	7	7	7
12	点字・声の広報等発行		利用者数	17	17	17
			利用施設数	3	3	3
13	レクリエーション活動等支援		開催数	1	1	1
			参加者数	200	200	200
14	生活訓練等					
	視覚障がい者生活訓練教室		開催数	2	2	2
		延べ利用者数	10	10	10	
	聴覚障がい者日曜教室		開催数	1	1	1
		延べ利用者数	13	13	13	
	聴覚障がい者等生活訓練講座		開催数	9	9	9
		延べ利用者数	120	120	120	
	精神障がい者生活訓練		開催数	120	120	120
		延べ利用者数	424	424	424	
15	自動車運転免許取得・改造助成		利用者数	4	4	4

【サービス確保のための方策】

- ・困っている人がいつでも相談できるように、相談支援体制の整備を図ります。また、相談支援事業を効果的に進めるため、自立支援協議会により関係機関との連携強化を図ります。
- ・社会参加を促進するため事業の周知を図るとともに、福祉サービス事業者の確保を図り、障がい者や家族の支援を進めます。
- ・地域活動支援センター事業や日中一時支援事業等の需要が伸びる見込みがあるものについては、新たな事業所の設置や既存事業所の受け入れ拡大等に向け、自立支援協議会を中心に協議・調整していきます。

VI 資料

1 計画策定の経過

開催年月日		経過
令和5年	6月14日	自立支援協議会 第1回運営委員会開催 ・北上市障がい者プランの達成状況について ・北上市障がい者プランの策定について
	7月4日	北上市 関係部課協議実施 ・北上市障がい者プランの策定について
	7月5日	自立支援協議会 第1回代表者会議開催 ・北上市障がい者プランの達成状況について ・北上市障がい者プランの策定について
	7月20日	北上市障がい者プラン 策定方針庁議決定
	9月7日～ 9月27日	自立支援協議会各部会アンケート実施 ・北上市障がい者プランの達成状況評価について
	10月4日～ 10月20日	市内障がい福祉サービス事業所アンケート実施
	11月27日	自立支援協議会事業所部会 数値目標について意見聴取
	12月5日	自立支援協議会 第2回代表者会議開催
	12月26日 ～1月11日	北上市 関係部課に意見聴取
令和6年	1月17日	北上市 関係部課協議実施 ・北上市障がい者プラン（2021-2026）素案について
	1月29日	北上市 三役協議実施 ・北上市障がい者プラン（2021-2026）素案について
	2月15日	議会全員協議会において概要説明
	2月16日 ～3月1日	パブリックコメントの実施及び自立支援協議会各部会員意見聴取
	2月19日	自立支援協議会 第2回運営委員会開催 ・北上市障がい者プラン（2021-2026）素案について
	3月	岩手県の意見聴取・意見書受理
	3月12日	自立支援協議会 第3回代表者会議開催 ・北上市障がい者プラン（2021-2026）の確認
	3月25日	庁議決定

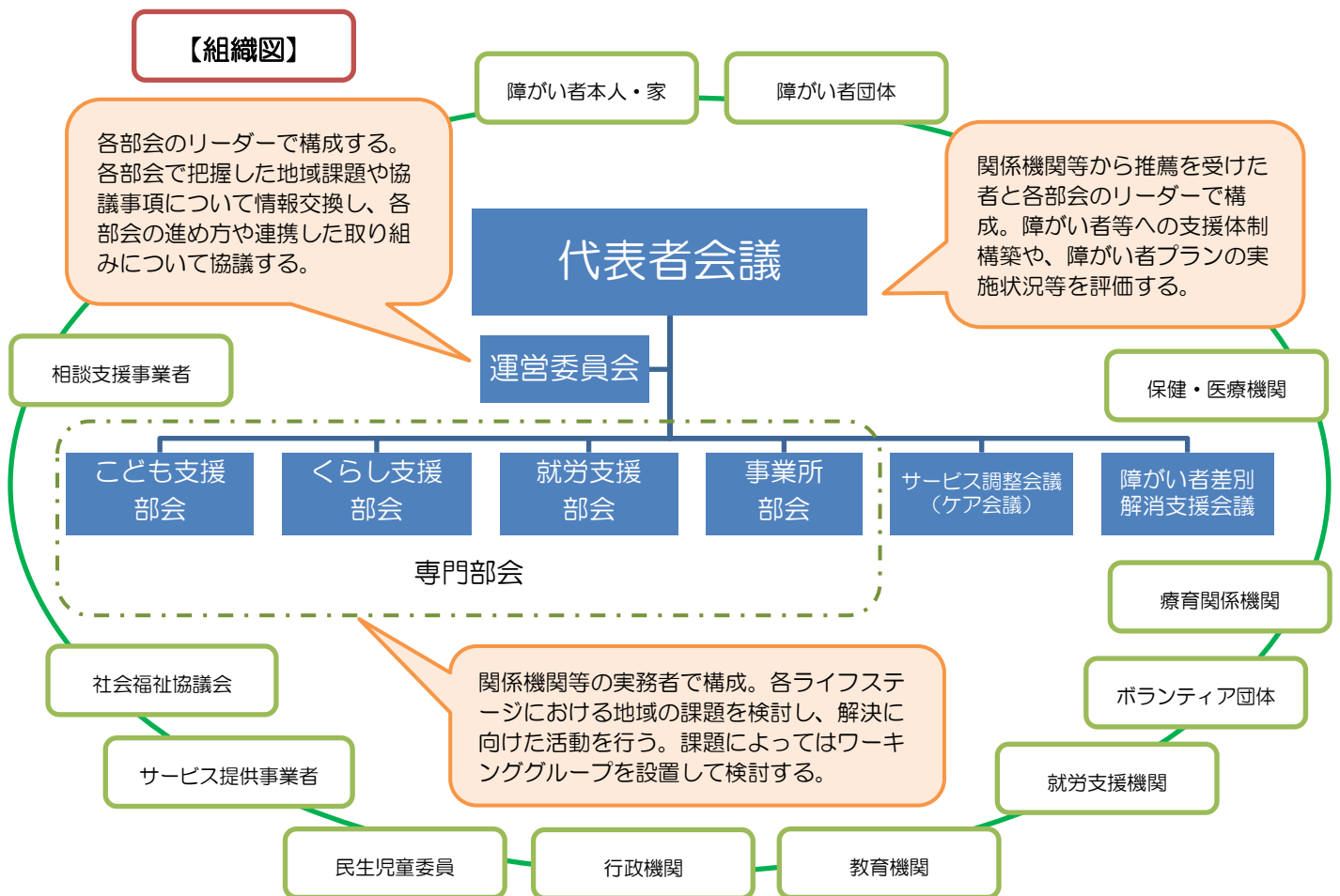
2 北上市自立支援協議会代表者会議委員名簿

No	氏名	所属・職名等	摘要
1	高橋 明菜	社会福祉法人白ゆり共生会 自立生活支援センター北上 所長	
2	宇夫方 稔	社会福祉法人方光会 相談支援事業所萩の江 管理者 北萩寮 施設長	
3	佐藤 隆秀	社会福祉法人岩手県社会福祉事業団 相談支援センターさくら 主任	
4	高橋 由紀	社会福祉法人フレンドシップいわて 相談支援事業所サポートにじ 相談支援専門員	
5	小原 賢司	社会福祉法人北上市社会福祉協議会 常務理事(兼)事務局長	
6	川村 護	社会福祉法人方光会 萩の江 施設長	北上市自立支援協議会 会長
7	千田 健治	特定非営利活動法人 mazel.be 北上エリア代表 施設長	
8	小原 敏弘	北上市身体障害者福祉協会 会長	
9	小原 敏和	北上市手をつなぐ育成会 理事	
10	酒匂 節雄	北上地区精神障害者家族会北和会 副会長	
11	桑山 麻子	一般社団法人岩手県聴覚障害者協会北上支部 支部長	
12	村上 美由紀	北上公共職業安定所 統括職業指導官	
13	山口 司	県南広域振興局保健福祉環境部 花巻保健福祉環境センター 主管兼管理福祉課長	
14	豊巻 幸樹	北上市教育委員会 教育部学校教育課 指導主事	
15	佐藤 或子	北上市民生委員児童委員協議会 会長	
16	高橋 俊肥考	北上市ボランティア連絡協議会 会長	
17	阿部 明典	社会福祉法人岩手県社会福祉事業団 サポートセンターさくら 所長	事業所部会リーダー
18	榊原 千代子	岩手県自閉症協会北上地区 会員	くらし支援部会リーダー
19	石田 清貴	社会福祉法人方光会 相談支援事業所萩の江 相談支援専門員	こども支援部会リーダー
20	青木 ゆき	株式会社はーとらんど サービス管理責任者	就労支援部会リーダー
21	嶽間澤 健一郎	北上市福祉部障がい福祉課 課長	

北上市自立支援協議会について

障がい者及び障がい児への支援体制の整備を図ることを目的に、関係機関や関係団体が協力して北上市自立支援協議会を設置しています。協議会では、関係機関等が相互の連携を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報共有し、関係機関等の連携の緊密化と支援体制の整備について協議を行うものとし、概ね次のような活動をしています。

- ①相談支援事業の運営評価や実施体制について協議する。
- ②困難事例に対する対応のあり方を協議する。
- ③地域の関係機関によるネットワークを構築し、障がい者等の生活を支援する。
- ④地域の課題を把握し、障がい者プランに係る提言・評価を行う。



【専門部会のテーマ】

- ①こども支援部会・・・子どもの発達段階に応じた課題に関すること。
- ②くらし支援部会・・・障がい者の地域生活における課題に関すること。
- ③就労支援部会・・・障がい者の就労に向けた課題に関すること。
- ④事業所部会・・・地域の社会資源やサービスの創出に関すること。

3 用語解説

(1) 障がい福祉サービス等の用語解説

項目	解説
あ行	
医療型児童発達支援	障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の訓練と併せて治療を行う。
か行	
共同生活援助（グループホーム）	地域で共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助をする。入浴や排せつ、食事の介護等も必要に応じて行う。介護サービス包括型、日中サービス支援型等がある。
居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事などの介護を行う。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対して、居宅を訪問して発達支援を提供する。
計画相談支援 障害児相談支援	障がい福祉サービス等を利用する障がい者（児）の心身の状況や環境、サービス利用の意向等を勘案し、「サービス等利用計画（障害児支援利用計画）」を作成し、事業所との連絡調整等の便宜を図る。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するときに必要な介助や外出時の介護などを行う。
さ行	
施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などを行う。
児童発達支援	主に未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な訓練を行う。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間、生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行う。
就労継続支援（A型） 就労継続支援（B型）	一般企業で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行う。施設が利用者と雇用契約する場合をA型、雇用契約しない場合をB型という。
就労選択支援	就労先、働き方について、より良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行う。
就労定着支援	就労の継続を図るため企業や自宅を訪問するなどして、必要な連絡調整や指導・助言等を行う。
重度障害者等包括支援	極めて重度の障がいにより、介護の必要な程度がとても高い人に対して、居宅介護など複数のサービスを包括的に提供する。

項目	解説
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介護や外出時の移動中の介護を行う。
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行う。
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うため、定期的な家庭訪問や随時の対応により必要な支援を行う。
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供する。
た行	
短期入所	介護する人が病気などの場合に、施設へ短期間の入所をさせて、入浴や排せつ、食事の介護などを行う。
地域移行支援	施設入所又は精神科病院に入院している障がい者の地域移行に関して、その住居の確保や地域へ移行するための相談その他の支援を行う。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がい者について、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因した緊急時の対応や必要な相談その他の支援を行う。
同行援護	視覚障がい者を対象として、移動時及びそれに伴う外出先において必要となる支援や援助（食事やトイレ介助等）を行う。
は行	
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活に適應することができるよう、専門的な支援その他の必要な支援を行う。
放課後等デイサービス	放課後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。
ら行	
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や日常生活の世話をを行う。

(2) その他の用語解説

項目	解説
あ行	
医療的ケア児（者）	人工呼吸器を装着しているなど、日常生活を営むために医療を要する状態にあるとされた児（者）。
いわてユニバーサルデザイン電子マップ	すべての人がまちに出やすく円滑に移動できるよう、車いすやベビーカーなどで利用できる岩手県内の公共的施設（県や市町村の施設、商業施設や観光施設等）の情報を集めて、岩手県がインターネット上で公開している電子マップ。
か行	
居住サポート事業	賃貸契約による住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援する事業。
高次脳機能障がい	脳の損傷に起因する認知障害全般を指す。例えば、脳損傷による失語、失行、失認のほか記憶障害、注意障害、遂行機能障害などがある。
さ行	
サービス調整会議	介護保険法や障害者総合支援法に係るサービスのケアプラン作成等に当たり、利用者に係る医療・保健・福祉などのサービス提供者を集め、利用者のサービス提供について話し合い、調整を行う会議。
児童福祉法	児童の健全な育成、児童の福祉の保証とその積極的増進を基本精神とする法律。本法律の改正により、「障害児福祉計画」の策定が定められた。
受診サポート証	障がいや病気があり、診察の待ち時間をうまく過ごせない人に「受診サポート証」を発行し、受診時に医療機関に提示すると優先的に診療が受けられるもの。北上医師会と北上市手をつなぐ育成会の協力により、平成25年から実施されている事業。
障害者基本法	障がい者の自立及び社会参加支援等の施策に関して、基本的理念を定め、国・地方公共団体の責務を明らかにした法律。「障害者計画」の策定や「障害者週間」に関することもこの法律で定められている。
障害者差別解消法	全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律。

項目	解説
障がい者就業・生活支援センター	就職や職場への定着が困難な障がい者を対象に、雇用主、福祉、教育等の関係機関と連携しながら、就業及び日常生活、社会生活上の相談支援を一体的に行う施設。
障害者総合支援法	正式名称「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。身体・知的・精神などの障がいの他難病もサービスの対象とし、一元的に共通の福祉サービス・公費負担医療が受けられるようになった法律。「障害福祉計画」の策定が定められている。
障害者優先調達推進法	国や自治体に対し、障がい者就労施設などへ優先的・積極的に物品や業務を発注する努力を求める法律。
小地域ネットワークづくり事業	一人暮らしの高齢者や障がい者などの要援護者に対し、小地域を単位として「見守り」と「助け合い」を計画的・継続的に提供するシステム。訪問・点灯確認などの援助計画を作成し、迅速な対応と安心感の醸成を図っている。社会福祉協議会で実施。
ジョブコーチ（職場適応援助者）	障がい者が働いている場において、障がい者と企業の両方をサポートする支援者。障がい者が職場に適應できるよう、また職場内での上司や同僚からの支援が適切に行われるよう助言・提案を行う。地域障害者職業センター等に所属している。
自立支援医療（育成医療）制度	障がいに係る医療を行わないと将来障がいを残すと認められる児童に対し、必要な医療費を支給するもの。
自立支援医療（更生医療）制度	身体障がい者に対し、その障がい除去・軽減するために行う手術等にかかる医療費を支給するもの。
自立支援医療（精神通院）制度	在宅で精神科病院に通院している精神障がい者に対して、医療費の自己負担の一部を公費で負担することにより、精神障がい者の通院医療の促進を図るもの。
身体障がい者	身体上の障がいがある者であって、都道府県知事等から身体障害者手帳の交付を受けた者。
ストーマ装具	ぼうこう・直腸機能障がいにより、人工ぼうこう・人工肛門を造設した者の排泄支援用具。
精神障がい者	統合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有する者。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な者に対し、成年後見人が本人を代理して契約を行ったり、本人が同意を得ないで行った不利益な法律行為を後から取り消したりすることで、本人を保護・支援する制度。成年後見人は家庭裁判所が選任する。

項目	解説
た行	
地域移行	住まいを施設や病院から単に元の家庭に戻すことではなく、障がい者個々人が市民として、自ら選んだ住まい（グループホームを含む）で自分らしい暮らしを実現すること。
地域活動支援センター	障がい者が通所し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、機能訓練・社会適応訓練・入浴サービス等を提供する施設。
地域生活支援拠点等	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能を持つ「場所」や「体制」のこと。
地域包括支援センター	市町村が設置主体となり、介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントを総合的に行う機関。
知的障がい者	知的機能の障がいが発達期（おおむね 18 歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じているため何らかの特別な援助を必要とする状態にある者。
デイケア	精神科の治療をうけている者が、地域で生活しながら日中に病院へ通い、グループで趣味・サークル活動などを行うことで、生活の質を高めるための治療・リハビリテーションの場。
トライアル雇用（障害者試行雇用事業）	事業主に障がい者を短期間（原則 3 カ月間）試行的に雇ってもらい、障がい者の常用雇用（期間の定めのない雇用）や雇用のきっかけづくりを図る事業。
な行	
日常生活自立支援事業	福祉サービスの利用や日常の金銭管理を自分で判断することが難しい者に対して、手続き代行や金銭管理等の支援を行う。社会福祉協議会で実施。
任意入院患者	本人の同意に基づいて入院をするものであり、開放的な環境の処遇が原則となる。任意入院患者から退院請求があれば、退院させなくてはならないが、精神保健指定医が認めたときについてはこの限りではない。
農福連携	障がい者や高齢者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。障がい者等の就労機会の創出に加え、担い手不足や高齢化が進む農業分野における働き手の確保につながる取り組みとして注目されている。
ノーマライゼーション	障がいの有無や年齢に関わらず、すべての人が人間として普通の生活を送るため、共に生活し活動できる社会を目指すことが本来あるべき姿であるという考え方。

項目	解説
は行	
発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。
ピアサポート	障がいのある人自身が、自らの体験に基づき、他の障がいのある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動。
避難行動要支援者	高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等の災害時に特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害時に自ら避難することが困難であり、その迅速な避難行動のために特に支援を要する者。
福祉有償運送	NPO 法人や社会福祉法人などが、障がい者や高齢者など公共交通機関等を利用することが困難な方を対象に実施する有償移送サービス。
ペアレントトレーニング・ペアレントプログラム	様々な障がいを持つ子どもの保護者や子育てのしにくさを持つ保護者に対して、子どもの困った行動に保護者が適切に対処し、子どもの適応的な行動の増加を目的とした、行動療法等の専門的講義などによる養育技術獲得のための訓練を指す。
ペアレントメンター	自らも障がい児等の子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親であり、同じような障がいのある子どもを持つ親に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報提供を行う者。
法人後見事業	「成年後見制度」を利用する際に、社会福祉法人や社団法人、NPO などの法人が「成年後見人、保佐人もしくは補助人」になり、個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。
訪問理美容事業	外出が不可能な寝たきりの高齢者や障がい者（児）に対して、地区の理容店が自宅等を訪問し、理容を行う。社会福祉協議会で実施している事業。
ボランティア活動センター事業	社会福祉協議会で実施している事業。ボランティア活動に関する研修の実施、情報提供、相談援助、受給調整などを行う。
や行	
ユニバーサルデザイン	年齢や障がいの有無などにかかわらず、多くの人が利用可能であるデザイン。
要約筆記	話の内容を短い文にまとめ、聴覚障がい者にその場で書いて伝えること。紙、パソコン、ホワイトボードを使用するものなどさまざまな要約筆記の方法がある。

項目	解説
ら行	
ライフステージ	人の一生を幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期などと分けた、それぞれの段階のこと。
リハビリテーション	障がいを持つことにより生じた、能力障がいや社会的不利を取り除くために、機能訓練や社会的資源の活用などさまざまな側面から支援し、障がいを持つ人が再び地域でその人らしく自立した生活が送れる状態、状況を構築すること。医学的リハビリテーション、社会的リハビリテーション、教育的リハビリテーション、職業的リハビリテーションなどがある。
療育	障がい児または発達に遅れのある児童が機能を高められるよう、また社会的に自立した生活が送れるよう支援すること。
療育手帳	知的障がい者（児）に対して都道府県知事等が交付する手帳で、都道府県等で名称や判定する程度の区分が異なる。岩手県では、重度知的障がいをA判定、中度知的障がい及び軽度知的障がいをB判定としている。



発行 北上市

編集 北上市福祉部障がい福祉課

〒024-8501 岩手県北上市芳町1番1号

TEL 0197-72-8216 FAX 0197-64-2202

ホームページ <https://www.city.kitakami.iwate.jp/>